矯正図書館



刑政第55巻第3号
矯正図書館

## 昭和十七年 一・一六―二・一五 重要日誌

**一月十六日** △増稅關係法案十七件閣議決定 △大日本翼賛壯年團結成式

**一月十七日** △チヤーチル米國より歸英

**一月十八日** △日獨伊三國軍事同盟締結 △ビルマ首相英官憲に逮捕さる

**一月十九日** △ビルマ、タヴオイ完全占領 △香港占領地總督部設置 △第二十三回總動員審議會 △金融二勅令案要綱決定 △上海地區物資處理に關し日本軍聲明を發す

**一月二十日** △衣糧切符制實施發表

**一月二十一日** △第七十九通常議會再會 △東條首相大東亞經營方針を宣言す △海鷲シンガポール大爆撃 △英大使、トルコ大統領と會談 △アメリカ、陸軍女子徴用法案提出

**一月二十二日** △ウエーキ島を大鳥島と改稱 △パタアン半島（比島）總攻撃開始 △わが潜水艦スンダ列島近海に活躍

**一月二十三日** △東條首相占領地統治四原則を闡明す △鈴木企劃院總裁南方經營方略を闡明す △汎米反樞軸斷交案修正さる △比島新政府行政機構確立す

**一月二十四日** △スマトラバリックパパンに敵前上陸 △馬來、ヨンペン奪取

**一月二十五日** △泰國、米英に宣戰を布告す △蘭領ケンダリーを完全に占領す △馬來、クルアンを占領。

**一月二十六日** △比島パランガ占領 △米兵北アイルランド上陸

**一月二十七日** △米比軍の東西連絡線を遮斷す △蘭印バマンカに敵前上陸す △米英戰時經濟三協定公表

**一月二十八日** △造船統制會成立 △ビルマ、モールメン大混亂に陷る △リオ汎米外相會議閉幕

**一月二十九日** △臨時軍事費豫算百八十億圓成立す △チヤーチル英議會に信任さる △英・ソ・イラン同盟調印 △獨軍ベンカジを奪還

**一月三十日** △馬來クライ方面に激戰展開 △モールメン附近激戰 △ヒ總統政權鞏固九周年記念に際して獅吼す

**一月三十一日** △シンガポール對岸に進出す △技術院官制公布さる △獨羅新經濟協定調印

**二月一日** △マーシヤル群島方面に來襲せる敵艦隊を撃退

**二月二日** △蘭印アンボン飛行場占領 △大日本婦人會發會式 △比島政府指導官、補佐官決定

**二月三日** △ボルネオ東岸のタワオ占領 △ビルマ、バアン占領 △德川義親侯等四氏現地要職に就任 △選擧專門委員會特設

**二月四日** △ジヤバ沖大海戰、敵巡洋艦その他を撃沈、大破

**二月五日** △比島臨時政府事務開始 △米議會にて援蔣借款案成立

**二月六日** △藤原銀次郎氏等五氏海軍顧問に就任 △英米合同參謀本部團結成

**二月七日** △英領ボルネオ、ラハドダツ占領 △米英共同軍需品配給局新設

**二月八日** △ジヨホール水道のウビン島に上陸成功

**二月九日** △シンガポール島敵前上陸に成功 △マレー方面陸軍最高指揮官は山下中將なりと發表 △蘭印マカツサルを占領 △泰、佛印國境劃定會議開催 △米國軍政官臨緊急會議

**二月十日** △蘭領ボルネオ、バンジエルマシン完全占領 △ビルマ、マルタバンを完全に占領

**二月十一日** △シ港の要衝ブキ・テマを抜く

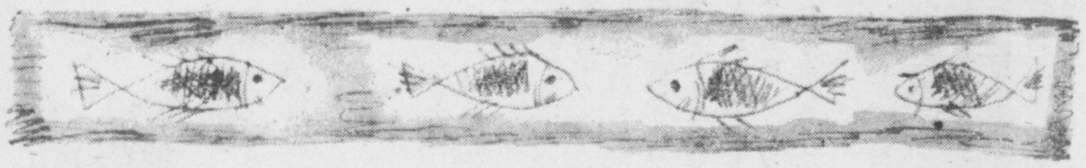
**二月十二日** △午前十時シ港總攻撃開始 △ドーヴア沖に於いて獨英大海戰

**二月十三日** △大東亞建設審議會設置

**二月十四日** △陸軍落下傘部隊パレンバン飛行場を占領

**二月十五日** △シ港主將パーシヴアル無條件降伏す △南方陸軍最高指揮官寺内大將





# 月刊刑政

大東亞戰爭勃發後、僅々二月にしてイギリスの東亞に於ける最後の據點シンガポールを屠り去つた皇軍に對しては、たゞ感激のほかはない。シンガポールの陷落によつて大東亞戰爭は第二の段階に入つたのである。

即ち一面戰鬪、一面建設といふこの戰爭の根本的な性格を明確に推進させねばならぬ段階に入つたのである。

大東亞建設は皇道の宣布である。從つて建設工作には文化的・精神的工作が重視せられねばならぬこと勿論である。文化的活動、精神的活動によつて、東亞の民族から英米的影響の全部を拂拭せねばならない。それは文化戰爭である。この文化戰爭の舞臺は決して占領地にのみ止まるものではない。文化戰爭には前線も銃後もない。全國民が戰鬪員である。

行刑も、廣い意味に於て、かゝる文化的、精神的工作の一場面である。皇道行刑をさらに高度に擴充することによつて、日本の優秀さを東亞の民族に知らしむる一つのよすがとせねばならない。既に戰前日本の行刑はその眞摯さに於て英米等に比し一頭地をぬく狀態にあり得たのである。この狀態をさらに擴充して行かねばならぬ。その主なる方向は科學的な技術の整備といふことである。

前線の勇士に劣らぬやうに、行刑人は文化戰の聰明にして且つ果敢な戰士とならなければならない。

（小川生）

目次


主張……小川太郎（一）
食糧問題と行刑……安達勝清（二）
刑務作業に於ける問題……石井俊瓘（四）
少年受刑者の規律訓練に就て（二）……眞田宗吉（七）
老年行刑に就て……平沼文男（一〇）
獄と眞實……岩倉政治（一二）
世界情勢茶談……林　秀（二〇）
食物の味覺主義を排す……石山賢吉（二四）
小河滋次郎博士……野原達二（二六）
在官中氣付かざりし諸點に就て……戸田作造（二四）
少年受刑者の錬成（一）……寺光　忠（三一）
東洋訓話……佐伯復堂（三二）
視察表……（一九）
新刊紹介……（四四）
時事トピック……（四八）
協會彙報……（四三）
例規……（四五）
刑務官異動……（四七）
俳壇……（三六）
書道……（三八）
歌壇……（四〇）

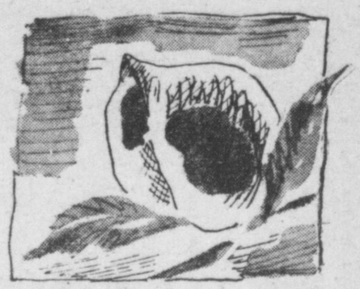

三月號

刑政第55巻第3号
矯正図書館



# 食糧問題と行刑

安達勝清



## 一

米のない土地には日本人は永く生活し得ないと云はれる程米は日本人にとつて大切である。米の中でも內地米こそは眞に日本人の嗜好に適して居て外米と稱するものの如きは單に飢を凌ぐに過ぎないものだと云ふ人さへあるが、事實吾々の日常生活の上に於て內地米と外米とを比較すれば、問題とならぬ程に味の點に於て差異があり、日本人が齊しく內地米を渇仰して居ることは今更私が述べるまでもないところである。

古來わが國は農を本とする國であつて、國內到るところ開墾せられて米作が試みられて居るに拘らず、現狀に於ては國民の主食として不足し、之が補給については佛印方面より輸入を仰いで居る。其處で我が國の米が一體何れの時代から不足して居るかと云ふことを知つて置くことも無用ではないと思ふ。我が國に於ける米の需給狀態は明治三十年前までは凶作の場合を除いて輸出超過の狀態にあつたが、明治三十年の大凶作に因り、翌年大量の外米を輸入してから以來、人口の增加と生活程度の向上に因つて、不足狀態が續いて居るのである。然も斯る米の不足は我が國のみの特有の現象ではなかつた。

世界の米產狀態の調査に依ると大東亞は實に米の主要產地であつて印度、支那、日本が總產額の七割を占めて居り、其の他に僅の產地として知られて居るものはアフリカ、伊太利、スペイン、米國、ブラジルあるのみである。其の中で最も大きな米の生產地である印度、支那は我が國內地の生產額の五六倍であるが、印度は其の五割を輸出するに止まり、支那に至つては年々不足の爲輸入國たる地位に在るのであつて、まことに心細い次第であるが、其の他に佛印、泰等が輸出して居るけれども其の輸出限度は我が內地產米の五割程度と云はれ關印、比律賓の如き東亞共榮圈內の地域は、我が國と同樣に米の入超國であることを知つて戴き度い。序に麥の產額についても知つて置く必要があらう。我が國の麥の產額は各種合して年產約二千萬石であつて、小麥、燕麥、ライ麥は問題とならない。大麥の產額は世界では第七位、內地に於ける需給關係では自足の程度である。大東亞が世界米產の王座を占めて居るに反し、麥類では大東亞以外の土地に占められて居る。卽ち世界最大の產地は米國、カナダ、ソ聯であるのも面白い現象である。然し米麥の產出狀態が如何樣であるとしても、最近の世界狀勢では、米國を除いて樞軸國側と云はず聯合國側を問はず食糧不足に惱んで居るところであつて、昨秋獨逸がソ聯の穀倉と云はれるウクライナ地方を電擊的に攻略して收穫前の穀物を確保したこともこれが爲である。又昨年夏、南京政府の某要人が東京に來た際に揚子江流域に於ける米の不作と住民の飢饉狀態を襲いて、南京政府の治下には米がないと云ふことに治安工作上非常なる障碍があるから、此の際是非日本から米の補給を仰ぐ必要があると云ふことを繰返へし懇望して居たのであるが、要するに戰爭に勝つ爲にも米麥が必要であると共に、戰爭に勝つた後の治安工作の上にも米麥が必要であつて、食糧資源の確保こそ實に最後の勝利への一大捷徑と考へねばならぬ。從つて、吾々銃後の者が若しも西南太平洋作戰が一段落つけば砂糖等と同樣に南方よりの廻米に依つて內地の食糧が極めて豐富になると云ふ樣な夢を抱いて、其の日を送つて行く樣な過誤を犯してはならぬ。此の點は今議會に於ても政府は明に內地の食糧增產計劃に我が國がABCDの包圍體形下に在つた場合と同樣に遂行さるべきものであつて、此の基本原則には聊かの變更もないと云つて戒めて居るところを深く銘記せねばならぬところである。

## 二

以上極めて大摑みな世界に於ける米麥の需給關係と大東亞共榮圈內の食糧問題の展望を述べたが、更に此の外に吾々が留意せねばならぬことは、戰火の巷になつた地域の農產量は想像以上の減產であることと、戰爭當事國は人的資源の不足や肥料不足の問題の爲に同樣に生產額の低下を齎らすことであつて、之等の恢復は實に容易なことではないから、大東亞の食糧問題の解決は今後三年や五年の中に解決し得ないであらうと云ふことである。而して斯る國際情勢下に在る我が國の食糧問題中、米麥の不足問題は戰爭の影響の外に冷害、風害、水害に見舞れたことに因つて一層深刻化し、其の爲に國人の食等にまで心を痛めねばならぬ樣になつたことは讀者諸君も御承知の通りであつて、洵に殘念なことであると云はねばならぬ。然し國人の食等を低くすることは比較的容易なことであるが、それは決して積極的な效果のある解決方法ではなく、國人の代用食を研究すると同樣に消極的な方法たるを免れない。それよりも吾々は行刑の有するあの膨大なる勞働力の一部を以て食糧增產に振り向け、刻下國を擧げて惱みぬいて居る食糧不足の緩和に寄與することが行刑自身の惱みを解消することであり、同時に國策への大協力となるのであると思ふ。

行刑當局は斯る見地に立脚し、一面食等を減じて社會に對する國人の食糧資源の負擔を輕からしめると共に、他面食糧增產運動を開始することとなつたのである。此の運動は現場各所の自主的運動と相俟つて展開し、穀類、蔬菜類の增產計劃が實行に移された。因みに昭和十五年八月各所の增產計劃は次の樣な報告に依つて具體化された。

卽ち

一、在來の耕耘地活用に依る增產實施

小菅、豐多摩、千葉、水戶、宇都宮、前橋、京都、大阪、奈良、德島、高松、高知、三重、金澤、廣島、山口、岡山、松江、長崎、福岡、熊本、鹿兒島、宮崎、沖繩、秋田、札幌、樺太、網走、岩國、姬路、岡崎、久留米、盛岡、八王子、

一、構內空地利用に依る增產實施

小菅、豐多摩、府中、橫濱、水戶、京都、大阪、神戶、德島、高松、名古屋、金澤、廣島、山口、長崎、福岡、熊本、宮崎、沖繩、函館、岡崎、盛岡、八王子、

斯くて右の增產は其の年の秋及翌年度の秋に於て相當良好なる成績を擧げたことは勿論であるが、餘白の都合上記述を略し、全國の刑務所中約半數は其の所要蔬菜類については自給自足の程度に達した點に止める。唯吾々の期待が外れて殘念であつたのは、昨秋の冷害に因つて東北、北海道方面の米作が殆んど無收穫にあつたことである。然し、此の惡條件をも克服して、吾々の行刑の爲に萬丈の氣を吐いたことは**札幌の大豆と、青森の米作**であつた。就中青森の米作は本職たる農民が冷害の爲に全滅したるに拘らず、獨り刑務所のみ收穫を擧げ、然も其の籾は翌年の籾種として縣農民に分讓する爲に縣に提供すると云ふ好成績を擧げたのであつて、其の爲に**司法大臣及縣知事より表彰**されたことは當然のことであり、職員と囚人が協力一致して稻作に努力した賜であると共に、由來行刑の農業に對して爲された技術上の非難缺陷のあつた點を見事に打開し、我が國行刑農業史に新紀元を劃するに至つたもので特筆に價するものである。

而して行刑分野に於ける食糧問題の積極的解決策は右の如き耕耘地、若しくは空地利用の增產運動では勿論解決されないことは自明の理である。行刑當局は米麥の自給自足を目標に、昭和十六年度には開墾可能地一萬町歩を五ヶ年計劃を以て、水田又は陸田に完成し、之に要する費用として現在の行刑總豫算に匹敵する大豫算を計上して其の實現を圖つたのであるが、諸種の點で難航を重ね、所謂丸太棒が線香の如く細まる思ひをして、漸く松江刑務所の大山農場と名古屋刑務所の三好農場を開設するの運びに至つたのである。此の兩農場の開設は兩刑務所の所長以下擔當者の土地の選定、土地借人の交涉、開墾計劃の樹立等に關する並々なる苦心の結晶に依るものであつて、大山農場は伯耆大山の中腹たる高原地二百餘町歩、三好農場は尾州三方原の平原地約百町歩を以て充てたのであるが、本秋の收穫こそ吾々の刮目して期待するところである。若し兩農場が成功すれば、行刑の發展的將來の上に新紀元を劃することとなり、食糧問題の解決の第一步より更に進んで理想的な農業政策の施行の素因ともなるであらうことを確信し、玆に私は食糧問題と行刑の政治的關係の一端を略述して讀者諸君の强力なる支援を切望するものである。

（筆者は司法書記官）

刑政第55巻第3号
矯正図書館





# 刑務作業に於ける問題 (一)

石井俊瑞

## 一 序言

懲役受刑者に對して課せられる刑務作業が教育的主義を有つものであり、又有たねばならぬことは玆に喋々するまでもないが、而もそれは常に國及び社會の維持發展の上に必要となし、又希求さるゝ所の生産勞務活動人の國民的、又社會人的義務として考へられなくてはならぬ。單に受刑者自身の人間的への矯正修養とか乃至生計保持とか、經濟生活の安定とかの目的のためであると解するだけであつてはならぬ。

己の屬する國家乃至社會の保全發展のためには、人はいな國民は事柄の如何に拘らず、その生産活動に身を投じ勞務に從ふの責務を自ら負つてをるのである。從つて吾々は唯單に西歐流の博愛主義、人道主義的意味から、又角度からでなく、もつと國家的意義、いな國體意義の下に確つかりと見直して掛らなければならぬと考へる。即ち考への根柢を置き換へて行かねばならぬのではないであらうか。重ねて言へば上への開きは同じであつても、その出端に於て、前者の立場から離脫して吾が國體的立場に立つて出發したものでなければならぬであらう。

然るに受刑者は、その心意に於て、又その行動に於て、自由主義的で、功利的で、而も個人主義的結果から、斯くなつたものであつて、全く非又は反社會的國民であつたのである。玆に於てか吾々は皇國民としての自覺を喚起し、國家發展の基礎としての生産勞務活動の意義について十分なる認識を深めしめ、所謂臣民の道としてのそれへの精進を慫慂し、喚起せしめなければならぬ義務を負つて居る。而も彼等が如何に有效に自分の特性を、乃至性能を適用發揮出來得るかについて考へてやらねばならぬ。

然し吾々の言ふ行刑教育は一般に言ふ場合の教育とはその目標に於ては、或は同じであつても、その過程に於て技術に於て、教育對象を異にする限り、自分特殊のものが存在する。それを充分に知悉し、把握して居らないとそこに勞して效なき、即ち機構成つて實質の伴はない結果を得るに過ぎぬ處れがある。私が刑務作業について根本的問題として考慮を拂ひ度いのはその點である。

然しながら、勿論現時の如く超非常時にあつて、總べてのものを、全く戰時態勢に備へるべき秋に於ては、刑務作業もすべてそれに即應し、それへと整備せらるべきであらうから、從つて受刑者の勞務も所謂、勞役と言ふあの本源に還つて制約せられ、率制强要されることは萬止むを得たい事である。然しながら、それは又同時に他の面に於ては、その勞務が國家の現下求めるものである限り、彼等は受刑しつゝ尙且つ直接國民としての任務を遂行し得るのであつて、こゝに充分の教育的價値が存在してをるのであるから、十二分に之を生かして指導されなければならぬ。近時實施されつゝある種々の國防作業乃至軍需品製作作業への勞務賦課の如きは、次に述べる樣な受刑者の個人的部面は寧ろ考へられず、現時社會一般に於ける徵用令による如く、殆んど强要的に就業せしめられるのであるが、然しそれは現下國家要望の勞務である限り、そこに國民的自覺を促がし、國民的任務を果すの喜びを自ら感得せしめる絶好の機會であつて、如何に敎化價値のあるものであるか、その敎育效果の大を期待し得るものであるか測り知れぬ。從つてかゝる場合に於てこそ、一層敎育的意味に於て、國民的自覺、國民的人格錬成へ向つて指導助勢されなければならぬ。處で私の今述べんとするところは、かゝる臨戰態勢に總力を揃くと言ふやうな場合にも、尙且つ考へておかねばならぬ場合



を、少しく刑務作業そのものゝ能率と云ふ見地から考へて見度いと思ふのである。而もそれは上述の敎育的任務を合理的に且つ有效適確に果すべき敎育的場の構成の爲めとして考へるものである。尙能率と云つても照明とか換氣とか、仕事の順序とか言ふやうな客觀的作業條件乃至は機械器具能率と言ふやうなことでなく、作業能率の主觀的條件たる人的要素について考ふべき事柄について言ふのである。

## 二 刑務作業能率の消極的負因

先づ、私は刑務作業に於ける能率について、一般の場合と異つた種々の消極的條件のあることを考へて置き度い。

(イ) 一體人が仕事に熱中し、勞務に親しみ、職務を勵み、而して生産の增加、任務の遂行、進捗を期するのは何の爲めであるのか、勿論、それは國家奉仕的意義であることは數々述べる如く言ふまでもない事ではあるが、而もかゝる倫理的意義、或は、人生的意義とかは別としても、それは人の根本的な本能的活動慾求から來てをることは今更言ふまでもあるまい。この事は彼の禁錮刑受刑者の多くが請願作業を申出る事實を見ても自明の事柄である。

然しながら唯そんな單なる生物的見地からでなくもつと私は價値存在としての人を考へた時、それは人間一般性の徵表としての目的追求性に基礎を置くものであると理解する。

即ち人は今日より明日へと、より良き自分を乃至自分の屬する周圍（國家又は社會）を見出さんとし、その發展向上を期待するのである。即ち己の發展を考へることは同時に、國家の總べての方面に於ける向上發展と考へて即ち人は、いや拙くとも日本人は全體の中に個性をと辨證的發展を意圖し生活して居るのである。

要するに人はかゝる本質的な慾求體系として低きものより高きものへと、或は單純なるものから複雜なる慾求へ幾多の層をなし又廣かりをなし、而も混沌たる關聯を互になして居る所の心的體系をなす存在と認める。

處が斯かる慾求體系中に於て、吾々に尤も現實的な、又切實な具體的慾求は、吾々の國家的、社會的生活の場に於て協同體の一分子として、即ち皇國民の一人として、立派に認容せられ、更に何等か他に信頼せられ、尙他より讃美せられるやうな或者たらんとするものであらう。所謂、社會的價値生活に於て、より良き己の位置を見出し、それの發展向上を求めんとするものである。勿論これは究極に於て、又理想に於ては、聖なる價値追求慾ではあらうが、然し今私の玆に言ひ度いのは、極めて現實的生活場面に於て、而も吾々の日常をして直接に最も强く左右し影響するものについてである。とにかく吾々は殆んど無意識ではあるが、拙くともかゝる目的追求性を根底とし、之れに關聯すると言ふ漠然たる考への中に、孜々として生活を營み、努力をなし、仕事を勵み、その能率を增進せんとするかのやうである。拙くとも全體から見離されることなく、社會の忌憚の對象となり、侮蔑の對象とならざるやう、卑下の自分を見出さないための努力であると言つてよい。

然るに受刑者はかゝる目的追求性に於て、既に非常なるハンデイキャップを自分を置いたのであつて、從つて己れの爲す作業量の增嵩、乃至質の良好なることが、唯眼前の經濟生活を安定せしめると言ふ事の外に、何等、之れによつて上述の如きもつと高次の目的、慾望を滿足せしむべき效果影響を持ち來し得ない狀態に運命づけられたと言つてよい形である。この事が、受刑者に賦課する作業の能率增進を企圖するに當つてどうしても先行的に考へられねばならぬ條件なのである。即ち先づ、之れが心的態度の變改を圖らなければ刑務作業の能率增進策は一步も進み得ないであらう。之が爲めには、或は國民的自覺に於て、思想方面を更に一段と止揚し、一層促進することは勿論ではあるが、又刑事政策上一般豫防的效果の許す範圍に於て客觀的に適當なる早き時期に、前科を抹消すると言ふやうな事なども、この點からも又考へられる事柄である。

（ロ）次に刑務作業能率の消極的負因として考ふべことは、尠くとも青壯年の犯罪者の大部分が性格的に勞働に對し、極めて反抗的であつて怠惰、放縱、徒食者の多數であると言ふ事實である。卽ち彼等は性格的にその有つて居る勤勞傾向は、極めて稀薄なものであつて轉職を敢てし、一事を遂行し完了するの本性を缺いて居る。卽ち彼等は意識的怠惰者である以外に、本質的懶惰性を具有して居るものが多い。卽ち知ると行ふとの並行せざること大なるものがあつて、譬ひ國民的任務としての勞務觀念は或は之を有つてをるとしても性格的にその觀念を實地に行ひ出すことのない者が多數である。所謂、知と行との合一せざる特質を持ち合はしてをると言ふことに思ひを到さねばならぬ。從つて受刑者には机上から、唯觀念上のみから劃出された勞務方法を與へても、それは何等の結實を得ないことが多い。玆に吾々は彼等に對する深き認識の上に立たねばならぬことを敎へられる。

（ハ）更に刑務所機構そのものが、止むを得ぬことではあるが、個人主義、自由經濟組織の社會に生活し、而もそれを如實に表はして失敗した現在の彼等受刑者にとつては、洵に不適當であるやに見受ける。卽ち行刑機構にあつては受刑者各自の仕事量の多寡、質の良否は、一應は直接その食糧の多少に影響する如くなつては居るとしても、或意味に於て實社會に於ける程、しかく切實深刻な程度にまで考へなくてもよい、こゝに刑務作業に於ける能率問題の困難が横つて居る。

人の精神態度に於て、國民としての國の生產活動への翼贊と言ふ臣民道の觀念を除いては、動もすれば、人は本然の動物的な意によつて動き勝ちのものである。自發的な、緊張の場面が不斷に永續するとは誰人が保證出來よう。玆に私は、又刑務作業の能率負因を見出すのである。上の事柄を裏付けるものとして、私は彼等の釋放前の作業の一般的低下の事實を擧げる。卽ち彼等は受刑の初期にあつては、多く、新らしき更生への希望の許に、但し仕事に不馴れの爲め最高能率價を擧げ得ない狀態であるが、中間に到れば仕事には馴れ、作業の增嵩を來すのが一般である。然しその心意に於ては、前とは別個に、或は假釋放の一日も速やかならん事を求め、或は利己的功利的考へから官吏の甘心を買はんことを直接目標として、兎に角作業上の能率としては向上の途を辿るのである。然るに刑期の終了近くともなれば殆んど總べての收容者がその能率を低下して居る。これは要するに刑務作業の自活性の無いこと、乃至その勤怠、誠實、不誠實が何等釋放後の職業生活の信用上に關係を有たず、唯彼等の人生の一中斷期間のものであるに過ぎぬと云ふ理由によるのではないだらうか。

以上、私は三つの負因を擧げだが要するに此等は刑務作業に於ける能率增進策の先行條件乃至根本問題として考へなければならぬ事柄であると思ふ。

（筆者は豐多摩刑務所囑託）


刑政研究資料第五輯
英國刑務所管理規則　**芥川信譯**　定價一圓三十錢
同　第六輯　**一九三一年イタリア刑務法**　**中尾文策譯**　定價一圓五十錢
同　第七輯　**ナチス・ドイツ行刑法**　**小川太郎・公文彪譯**　定價一圓五十錢
刑政五十周年記念　**刑政論集**（昭和十三年刊）　定價三圓五十錢
各譯本は專門家の定譯完本にして他處にて入手絕對不可能のもの、行刑の參考書として敢て江湖に薦む。
刑政論集は、泉二、東、岡部、椎名、吉田（律）、河邊、芥川、森山各氏が各專門部門に就き多年の研究を發表されたの、加ふるに岡五朗氏は刑務協會五十年史を執筆してその長き發展の歷史を闡明せられてゐる。卷頭には鹽野氏の題辭あり、また淸浦伯は御老體御多忙の中を枉げて本書のために序文を寄せられてゐる。菊版總クロース背金文字入の裝釘にして頗る美本、
各冊共刑務協會發行。殘部僅少に付至急御申込あれ。




# 少年受刑者の規律訓練に就て（一）

吉田宗眞

## 一　緒論

監獄は自由刑執行機關として之を觀察する場合、犯罪者に對する社會的隔離所であると同時に、他面これ等を社會に復歸出來るやうに改善指導するところの人の敎育所とも云ふべきものにして、之が遂行に當りその歸趨の要求に從つて、この「行刑社會」にも目的主義に依る社會的政策が講ぜられなければならぬ。

……刑務所は規律の府である……

と。然り。

しかしながら少年行刑の場合殊に必要以上の必要ではあるが、その規律强制に依り行刑を慘虐化するに墮せざることに深甚の注意が拂はれなければならぬと考へる。犯罪少年としての彼等に與へた自矯的責任は徹頭徹尾これを履行せしめ、その反面また彼等に對して愛する子弟としての取扱ひを忘却しては少年としての「らしき發芽」を踏殺し從つてその目的と實蹟を上ぐることと極めて困難となる。嚴に失せず寬に墮せず適所適量を施して、行刑敎育の第一義とするその規律訓練に當り、之が良き囚人に非ずして溫良なる少年とし社會人として實社會に從歸せしむるの重大なる目標のもとに進發しなければならぬ。それには次の如き準備が前提となる。

## 二　規律訓練への準備

### （イ）設置

少年刑務所たる土地は成年に比し特に高爽にして風物雄麗居常自らに情操の高澄をいたす程の地たるを條件とするを要し、人生老後の慰安的なる地形に非ず人間への鍛練を目標とする道場としての空氣の漂ふべく地形と設備とが肝要である。

### （ロ）少年受刑者の分類

累進處遇令第五條に「新ニ入監スル者アルトキハ本人ノ個性、身心ノ狀況、境遇、經歷、敎育程度、其ノ他身上ニ關スル調査ヲナス……」と、續いて同令第七條に「身上調査中ノ受刑者ニ對シテハ手工作業ヲ課シ忍耐力、勤勉心、能率、巧拙發案等受刑期間中賦課スベキ作業ニ必要ナル事項ヲ觀察スベシ、」尙同令第九條ニ於テ「受刑者ノ個性及ビ心身ノ狀況ニ付テハ醫學、心理學、敎育學及社會學等其ノ判斷ヲ爲スニ必要ナル知識ヲ基礎トシテ調査スベシ」と、この關係法令數多に上るも中にも右三ヶ條の嚴密なる把握と實行の否とにに依つて規律訓練への結果に多大なる影響を及ぼすものと考へる。犬と猫とは類似せる體型をなし同一的なる食物にてその生命を持するも、その個性的本能を同化することは不可能である。人間も各々その個性を異にし前途の方針を異にしてゐる以上、斯くの如き分類制度を、この規律訓練の目的達成に邁進する前に、生きたる眼識をもつて斯る事實を識別するに非ざればその眞諦を逸するのおそれがあると思ふ。

### （ハ）組織

少年行刑敎育令はその敎育目的を、「人格ヲ陶冶シ善良ナル普通人タラシムル」點に置くも、今日の社會狀勢に鑑み一層の積極性を之に加味するの要あり、卽ち只單に合法人を造成するに止まらず、彼等をして進んで眞劍なる規律訓練に據り、健實にして自ら國家の護りたらんとの熱意と力とを懷かしめねばならぬ。それにはその生活に於て軍隊的組織の上に立つを最も當を得たるものと考へる。所謂個人的には自我の抑制と克己心の强化を圖りて意志の鍛練に資し、集團的には自己犧牲の精神を涵養する等のため是が適策を講じなければならぬ。刑務所は嚴然たる規律の府たるを要するは勿論なるもその規律が單なる所內治安の目的のみに止まるのみにおいては少年受刑者の場合においてはその意義に反するものである。而して斯る規律生活の組織化についてはは規律を生命とする軍隊の現行組織を模するを最も理想的なりとするもこの規律生活の組織化に關し注意しなければならぬことは少年に對し規律よりの解放時間を認識しなければなら

刑政第55巻第3号
矯正図書館



ぬ。そこには個別處遇觀察を忘却し一率なる組織萬能の弊に陷入らざることに深甚の留意を要するものである。以上の如く凡ゆる方面に於てその準備方策と心構をもつて規律訓練へと這入つて行かなければならぬ。

## 三　日常生活に對する其の具體策

### (イ)　居室に對する觀念

特に獨居房に依る場合與へられた居室を自己の安息所であり修養室であるとの認識を缺き易くただ單に、所謂拘禁に依る「牢」であると云ふ觀念をもつてゐる者無きにしも非ずと觀られる。かるが故に入出房時に爲すべき掃除、感謝の禮、整頓等に於て再三の注意を促せるもその實行の怠る者尠からずと思はれる。監獄法第二十七條に「在監者ハ其ノ拘禁セラル、監房ノ清潔ヲ保ツニ必要ナル用務ニ服スベシ」と規定せられ、本條の主旨に依るに居室清掃等に於ては他から之を促されて爲すものに非ず、彼等自ら與へられた時間内に於て進んで爲すべきが妥當であると考へる。例へば未知の一家庭を訪問し、その家の外面的に渉る掃除整頓の現狀樣式を觀てその家に居住する人の性格や其他は略々うかゞはれる如く、受刑者に與へた居室は一面彼等の自主的家庭であると考へる以上、あくまでも良風を愛護せしむべく規律的訓練が必要である。また之等に對しては周圍の關係や其他止むを得ざるの場合の外可及的轉房をなさしめざることにしなければならぬと信ずる。然らざれば彼等をして所謂「一夜の客」的心を生起せしめ、この規律的訓練の本旨に反することになり、延いては居室に對する種々の行事は形式的に流るゝの恐れがある。わたくしはこの訓練について常に心を注いでゐるものである。その結果昨今居室に對する觀念が非常に深められつゝあることをその一部に認められるやうになつた。その實例を擧ぐるに居房搜檢者の言に依つても明かであり、またM氏は官本を入れるべくある居房をのぞきたるに餘りにもその室内は光り輝いてゐるため、却つて反則的疑問をもち若しや反則的磨粉類を持ち込みたるものではないか？と疑惑をわたくしに申込んで來たことは最近の事實である。その後わたくしは常例に依つて自辨ノート檢査を行ひたるに次の如き一文がしたゝめられてあることを數名發見したものである。故にこゝにその一部をそのまゝ謄寫してわたくしの參考資料とする。

私は今見違へられる樣に美しく光つて居る私の部屋を見つめてゐる、それは丁度先月の中ば頃だつたと思ふ、我等の修養は身邊の美化から——とのお話の動機から部屋を清麗に仕始めた、尊い十數分間一生懸命に拭いた努力が報いられて此の頃美しい光を放つ樣になつて來た、十燭の電燈に照らし出された美しい床板は見たゞけでも氣持が好い、少し動いたゞけでもキュ〳〵と音がしてすべりそうだ、床板に映る自分の姿、それをじつとすかして見る私の心は何物も考へない、童どもの樣な自分の心だ、私は毎日他に負けずかゝさず拭いてゐる、一日の勞働につかれた體を引きづつて來て扉を開いた瞬間この美しさに疲れを忘れてしまう、掃除の時間になると直ぐ一日のつかれも忘れて一生懸命に磨き始める、それが私の規則的な毎日の行事の一つだ。時にはこんなに光らしても何時までもこの部屋に居るとはきまつてないのだ、チエッ！　つまらない、そうした氣持は起らないでもない、いや毎日起つてゐるのかも知れない。私は明日でも今日でも命令であればこの部屋を去らなければならないのだ。それが私の現在の境遇なのだ、そうしたときは私は喜んで他の部屋に移つて行くだろう、折角光らした部屋ではあるけれども、なげきも不平も言へないのだ。おそらく私は今他の部屋に移つてゆくとしたならばそれはきつと美しい所ではないだらう、でも私の氣力の續くかぎり私は部屋を光らしてゆく、磨いてゐればどんなところでも光つてくるのだ、私は私の部屋を磨くことによつて知らない間に私は自己の精神を磨いて行くのだ……云々

わたくしはこの一文を見て早速之等の室を見廻つたが事實徹底的掃除整頓されてゐるものが處々にあつたことに驚いたものである、少年訓練の場合その訓育次第に依つて案外にその實を立派に擧げ得るものであると信ずる。之が延いては彼等の自發力を促進せしむることに依つて心の美化へと達して來ることになる。

### (ロ)　工場に於ける朝夕の動作

職業に貴賤なく、勞働は神聖なり、



吾等の尊き職場にまた曉けり、そして今日一日またこの職場に於て自己の一日を働かしていたゞくのだ!!　と云ふ觀念を涌起させる目的の訓練のために起床時に於て工場に入らんとする時必ず工場に對して自發的禮をなさしめる必要がある。而して點檢、洗面、摩擦に入るがともすると冬季間に於ける冷水摩擦は形式的となり易く、保健上却つて不利となる場合は尠くない。ために之等に對する保健觀念を常に注入し、これが自發的勵行より延いては慣習へと進まねばならぬ。皇居遙拜、故郷に對し禮等、この場合に於ては立會せる吾々も受刑者達と共に同一なる動作をとるものである關係上、彼等にはこの有利な弱點を摑み、われ〳〵の視線なきものとして眞劍であるべき動作を缺く者すら尠くない、之等に對しては、おそれおほくも國體に對し奉りまた敬神的觀念に乏しきものなる故、われわれは彼等の動作に對し微細なる點にまで精通してゐなければならぬ。毎日の行事としての「愼み」「隊員心得」の朗讀についても徒らに形式的に流るゝ怖れあり、たゞこれを讀むことは朝飯前の副ひ事であるかの念しか抱いてゐない者少きに非ず、こゝにわれわれは形式を阻止し、認識を深からしむる指導方策が講ぜられなければ、せつかくの意義を失することになる。

### (ハ)　作業上の規律

作業上に對する規律的原則は、監獄法施行規則第三十六條の「座席ヲ定メ交談ヲ禁止スヘシ」に起因する。が然し實際に於て更に規律訓練をするの目標は

(1)　現下の物資統制より生起する諸事態への認識强調
(2)　物資愛護及び廢品利用觀念
(3)　作業製素品器具に對する諸整理
(4)　清掃　整頓

等であるが是等が凡て規律そのものより出發しなければならぬ、座席を定め交談を禁止することは、能率を高め、事故を防止する。重大な事故發生の起因は交談以外にないといつて過言ではない。人は働かねばならぬと云ふ道德的建前からも作業中は無言夢中たるべく然してそこに達成も熟練も能率も生れることになる。作今に於て如何にしても困難なることは時局の影響に依る作業素品の不足である。彼等の手持ち不沙汰こそ彼等に雜念を懷かしめ、惰氣を與へる。規律的立場から觀る場合に於てもこの點當局者も深甚の考慮を拂はなければ切角の方針も龍頭蛇尾のおそれあり、その目的は中斷され

る。一日の業終へての罷業時に於ても戒護上の觀念は勿論ではあるが、彼等の規律的訓練の立場からと、一日の勤勞の終結として出來得る限りの清掃整頓が正式に行はれ、明日の希望を滿足せしむべき準備が必要ではあるまいか。

### (ニ)　入出場時の態度

工場内に於て產業戰士として默々勤勞をつゞけてゐるとき、教練、體操への集合喇叭が鳴り響いたるとき、そこに瞬間的に心氣は一職工より脫して、出征する一軍人へとの緊張味が出てゐなければならぬ。一擧手、一投足、それが型式をなしてゐなければならぬ。ともすれば前進に於ける隊尾は半ば亂雜となり、視線は散り、行進歌は各小隊毎に亂唱となりて、折角設備されたスピーカも無意義となるおそれ少くない。また工場その他への出入りの場合、醫療診察、その他呼出等に於てはとかく先番を爭ふ習慣あり、之等をして社會的現狀に鑑み（例へば電車の切符を買ふ場合とその乘降等の順番）利己主義を制止せしめ道德觀念を植付けるため常に亂雜を排し一列行列を勵行せしめその秩序を保たしめてゐるものである。これらはわれわれの協力に依つてその統一を圖り徹底を期さねばならぬと思ふ。

### (ホ)　休憩時に對する自由の限度

少年受刑者は特に慰安又は解放の時間を設定し、遊戲、圖書館、集會、散步等を設定して利用すべきを最もな理想とするも、然し現在に於ては是等の實現困難なる爲め、せめてもの晝休後及び午後の休憩時に對して適當なる自由限度を認めてやらなければならぬと考へる。この休憩時に於てさゝやかな交談をする、多少の席離れをする、ただこれだけのことのみに於て反則行爲である、個人及び自治成績を認めぬとのことありては眞の少年行刑の建前に反するものであると考へる。間斷なき愛護警戒のもとにこの少時間中に於ては最大限度までは自由を認めてやらなければならぬと信ずる。「休憩時間中に上衣を脫いだ理由で先生に叱られた」とわたくしに申出て來た者もあつたが是等の問題をわれわれは如何に解決すべきであらうか？

或る一定の時間に或る程度までは自由を認めてやらなければ少年としての純眞な心を傷ける。限度の自由は最高の規律生活を發揮せしむる要素であり原動力であるとわたくしは信ずる。

（筆者は川越少年刑務所看守）

刑政第55巻第3号
矯正図書館





# 老年行刑に就て

平沼文男

## 一　序

刑事訴訟法第二百七十九條は「犯人ノ性格、年齢及境遇並犯罪ノ情狀及犯罪後ノ情況ニ因リ訴追ヲ必要トセサル時ハ公訴ヲ提起セサルコトヲ得」と規定し、同法第五百四十六條に於ては七十歳以上を以て刑執行停止の事由となして居る。尚行刑累進處遇令第二條は「六十五歳以上ニシテ立業ニ堪ヘサル者」を累進處遇に適せずとして除外し、老年者は少なくとも教育刑の範圍に於ては科刑の客體たらしむるには不適當であることを示して居る。

又民法第七百五十二條に於ては滿六十歳以上を以て隱居の要件となし、六十歳以上を老年と認めて居るかの如くである。

以上の各條より、我國に於ては老年犯罪者は刑罰の外に置かるべきものであることを容易に窺知することが出來る。果して然らば、老年受刑者の處遇を如何にすべきか老年刑務所は養老院でよいか、これは行刑當面の問題であると共に將來に課せられた命題ではないかと思はれる。

以上の意味に於てわたしは老年行刑の何たるかに就て少しく考へて見たいと思ふ。

## 二　老年の意義

老年とは何ぞや、これは二つの方面より見ることが便宜である。一つは年齢より見た老年、一つは老年の特性の點である。

抑々吾人人體は其生活期間に於ける經過を大體三期に區別することが出來る。第一期卽ち生長期に在つては臟器及其機能は漸次發育して完全の域に達し、第二期卽ち成熟期に在つては充分に發達せる人體は完全に其生活機能を營み、第三期卽ち破滅期に在つては臟器系統が漸次退行性及萎縮性變化に陷り玆に諸臟器の使耗、生活機能の減弱を來たす、而して老年なるものは此の破滅期と共に起始するもので、破滅症狀中身長の減少は五十歳に於て現はれ、老人性肺氣腫の初徴である呼吸容積の減少は既に四十歳以前に於て發するものである（ハッチンソン氏）。動脈壁の硬化は屢々三十歳以後に於て發見せられ、身體勞働に際する血壓調節の不完全（之れによりて重要なる老年病發起す）は三十歳に於て證明せられる。

以上の如くなるを以て老年は既に四十歳前後に於て起始するのであるが、これは普通の意義に於ける老年でない。卽ち吾人人類は四十歳或は其の以前に於て既に老境に入るけれども、實際に老人と稱するのは尚夫れより以後に在ると言つてよい。

ナウニン氏は多くの人類は六十五歳にして老人となり、此の際其の外見及擧動に於て著しき老衰變化を呈するのであると云つてゐる。

ヅウマンジュ氏は老年とは單に其經過せし年齢にのみ關するものでなく、寧ろ諸臟器の狀態及精神的作用の如何によつて決すべきものであるから、一定の限界（例へば六十歳と謂ふが如し）を劃して老年の起始を認定するは妥當を缺くと言つてゐる。又ヂュランハルテル氏は、老年は主として生殖機能の消滅と共に起始するものであると唱へてゐる。然るに斯る生活期間は女子に在つては月經閉止と共に起始するが、男子の精虫は交媾作用の減弱と共に其能孕力を失はないのみならず、情慾の持續は個人によつて差異のあることは明らかなる事實であらう。加之生殖機能は人體の生活に對して必要なるものではなく、往々にして一生涯を缺如することもある。

生理學者は年齢を區別して左の四種となす。

一、幼年期　生誕より九ヶ月迄を乳兒期、九ヶ月より七歳迄を小兒期、七歳より十四歳迄を兒童期と云ふ

二、少年期　十四歳より二十二歳迄

三、壯年期　二十二歳より五十歳迄

四、老年期　ヒポクラテス氏は老年の起始を七十歳、カバンス氏は六十五歳、フルーラン氏は七十歳、他の學者は五十五歳であるといふ。カイスト氏は早老の起始を五十歳、晩老の起始を六十五歳とし、カンスタット及メッテンハイメル氏は老年の起始



は男子にあつては五十歳、女子にあつては四十歳であると云ふ、又メッテンハイメル氏は第一老年を男子にあつては五十歳乃至六十歳、女子に在つては四十歳乃至五十歳とし、それ以後の年齢を第二老年と言ふて居る。尚普通老人に見る一般現象としては僂少の灰白色或は白色なる毛髪を有し羸瘦し屈曲せる姿態を呈し蒼白色を帶びて、耳及手は輕度の紫監色を呈し、筋肉は痩削して弛緩し皮下脂肪織は消失する。皮膚は一般に弛緩し、顏面には細微な皺壁を有し手は萎縮性となり滑澤である、頰は顎及齒の萎縮によつて陷沒し、視力は減衰し水晶體は屢々渾濁し、呼吸容量は減少し、脈搏數は稍增加する又强度の身體的勞働に堪へず、容易に呼吸の促迫を來たして諸所に於て振顫を呈する、精神力は減少し悟性的受納力僅少となつて記憶が衰へ考慮が遲徐となつて屢々老人性痴鈍を現はして來るのである。

尚寺田氏の唱ふるところに據れば老年期とは大凡五十歳から自然死に至る迄を言ひ、心身の一般的衰弱を特徴として心身の能率が減退し、感覺は遲鈍となり、感情は單純となつて感興の種類も範圍も狹少となり、古い經驗は比較的鮮明であるが、新らしい經驗は記憶に留まることが少ない、孤獨的生活や被扶養的生活に入り易く、固陋頑迷となり又感情の異常や性的變態を生ずることも尠くないと言ふ。

從つて何歳を以て老年とするかと云ふことは相當六ヶ敷問題であつて、結局身體に衰頽を來すと共に精神上同樣の變化を來たす現象、卽ち老衰現象を起したる者を以て老年とするより以外にないである。故に老年であるや否や、高齡者處遇を爲すべきや否やの決定に就ては一に醫師の正しき診斷に俟つより外はないのである。

果して然らば滿六十歳以上にして立業に堪へざる者（除病者）の決定に就ては確たる基準なく、濱松刑務支所に於ける是等新入受刑者を見るに各移送刑務所の取扱ひ極めて區々にして、而も立業に堪へざるや否やの事實問題に就ては一層診定困難にして、今後實務家の研究に俟つものが多いと思はれる。

## 三　老年受刑者の處遇

### （イ）　我國に於ける沿革

我國に於ける老年犯罪者の處遇に關しては古來倫理的人道的思想、卽ち敬老思想に基因して或は之を宥恕し又は罪を論じなかつた樣である。

我國中古の獄令を見るに、

凡禁囚死罪枷杻婦女及流罪以下去杻其杖罪散禁年八十歳及癈疾懷孕侏儒之類雖犯死罪亦散禁（散禁トハ出入ノ自由ヲ禁スルコト）とあり、

大清律例會通新纂卷三十四に載せた條例中凡牢獄禁囚從年七十以上十五以下癈疾散收輕重不許混雜鎖杻常須洗滌蓆薦常須鋪置各設爐牀夏備涼漿　とあり、

大寶律中の闕訟律中には、

諸被囚禁不得告擧他事其爲獄官酷己者聽之卽年八十以上十歳以下及篤疾者聽告謀反逆判子孫不孝及同居之內爲侵人犯者並並不得告官司受而爲理者各減所理罪三等

舊刑法第十九條に

徒刑ノ囚六十歳ニ滿ツル者ハ通常ノ定役ヲ免レ其體力相當ノ定役ニ服スと規定して居る、

尚明治初年刑法官の手に成つた假刑律によれば

凡年七十以上十五以下及癈疾ノ者流罪以下ヲ犯スハ贖ヲ以テ宥之死罪ヲ犯スハ當罪ヲ以テ論決ス若クハ八十以上十歳以下及篤疾ノ者人ヲ殺シ應死ノモノハ議擬奏聞上裁ヲ仰ク其餘犯罪皆座セス九十以上七歳以下死罪ヲ犯スト雖刑ヲ加ヘス……凡罪ヲ犯ス時老疾ナラスト雖事發スル時老疾ナレバ老疾ニヨツテ論ス

明治三年頒布ノ新律綱領中

凡年七十以上十五以下及癈疾者死罪ヲ除ク外流罪以下ヲ犯ス者ハ收贖ス八十以上十歳以下及篤疾者ヲ殺シ死罪ニ該ル者ハ議擬奏聞シテ上裁ヲ請フ若シ盜罪及人ヲ傷スル者モ亦收贖スルコトニ準ス其餘ノ罪ハ皆論スルコト勿レ九十以上七歳以下ハ死罪ヲ犯スト雖刑ヲ加ヘス

明治六年頒布ノ改定律令中ニハ

凡老小及癈疾者懲役終身以下ヲ犯ス者例ニ照シテ收贖スルノ後再罪ヲ犯ス者ハ仍木例ニ照シテ收贖スルコトヲ聽ス

若盜罪賭博等加等スベキ再犯ニ係ル者ハ但加等ノ罪ヲ宥メ本罪ヲ實斷シテ再ヒ收贖スルコトヲ聽サス三犯以上ハ凡人再犯以上ノ例ニ照シテ加等ス

と規定してあり、是れ明らかに刑罰の減輕或は不論の趣旨を示して居るものである。

（筆者は濱松刑務支所長）

刑政第55巻第3号
矯正図書館





# 獄と眞實

## ——ある一つの話——

倉政治

## 一

僕は曾つて或る死刑囚の話を小説に書いたことがある。そのとき教誨方面での大先輩であり信仰家でもあられる藤井惠照先生にいろいろな話を御教へ願つた。藤井さんはじつさいその、僕が書かうとした死刑囚を見事な信仰人にまで開眼せられた人なのであるが、直接お話をうかゞつた限りでは、どうしてそれほどの兇惡犯を轉向させられたのかちよつとわかりかねるものがあつた。

といふのは、藤井さんがその犯人に對して云はれた言葉といふものは、なにも乾坤をさかさまにするやうな驚くべきものでもなく、至極あたりまへな、何氣ないものだつたからである。それから藤井さんは、特別人を驚かすやうな態度をなさる人でも勿論ないからであつた。

しかし、作家としては、なんとかそこに讀者をなつとくさせるほどの理由を示さねばならない。これで一時困つたのである。

## 二

ところが、そのうちに漸くかういふことが解つてきた。當時の藤井教誨師は、實は、その死刑囚に對して、最も「ぶあいそ」で「不親切な」存在だつたらしいといふことである。死刑囚などになると、辯護士やら知人やらが、しきりに相手の慰さめになるやうな、つまり助かりさうなことばかりを、口ぶり、身ぶりに托して傳へるものであらう。さういふ「萬が一」ばかりを考へさせ、娑婆つ氣を掻きたてるといふふうなものであらう。

ところが藤井さんは、まるで反對である。罪の恐しさを說き、それへの反省を促しはするが、その口からは決して、助かりさうな話、旨い話は嗅ぎ取ることも出來ない。まことに冷酷無情な感じである。まづ、かういふ相違があつたと考へられるのである。

しかし、こゝに一見皮肉な人生の眞理がはたらいたのである。死刑囚ほどの人間は、ものごとをなまやさしく考へてはゐない。彼は必死であるから、何が眞實であり何が嘘であるかについても鋭い直感をもつてゐた。

彼はそこで、藤井教誨師の「冷たさ」と、辯護士たちの「溫かさ」を考へ較べた。なるほど、「萬が一」の話は耳に聽いて惡い氣はしない。しかし深く自分の內心にしりぞいて考へてみるなら、これがいゝかげんな虫の好い假說であることは明かであつた。つまり、ほんとうに責任をもつて考へてゐない人間であればあるほど、ちやらツぽこの嬉しがらせをやるのである。

そして彼は、愕然と藤井教誨師を想ひ出したのである。ほんとうに自分を考へて呉れてゐるのは、あの冷酷らしい教誨師だつたと。

たしかに藤井さんは、相手に對してなまじひな慰藉を與へることの空しさ、罪深さをよく知つて居られたのであつた。事柄は、冗談ごとではない。死を宣告された人間相手の嚴肅な場合である。

## 三

死刑囚がそれに氣付いた瞬間は、僕に云はせれば、すでに彼の入信が決まつた時であつたと思ふ。つまり彼は、何が眞實であり、何が詐りであるかを知つたわけだ。誰がほんとうに自分を愛してゐるのかを悟つたわけだ。眞に賴りとし相談相手とすべき人が誰かを知つたわけである。

彼がただの俗物であつた間は、いゝ話を耳に入れる人々は彼にとつて救ひの神だつたらう。しかし今や、誘惑の惡魔は實に彼等だつたといふことに氣がつく。彼等はもはや決して彼を慰める力は持たなくなる。この死刑囚の胸に、かうして一切の價値の轉換が起つたのであつた。これが、ぶあいそな、非情らしい藤井さんに、ころりと參つた事情であつたらうと僕は考へたのである。これで僕の小說構成上の一つの難點が、やつと解けたのだつた。

## 四

しかし考へてみると、死刑囚などに對して、たゞの無內容な薄情さではなく、かういふ何氣ない淡々眞實の接觸をつゞけるためには、教誨師の方々に餘程の深い信念が蓄へられねばならないだらうと思ふ。しかも、これなくしては決して相手を動かすことはできぬのである。

たとへ死刑囚でなくとも、獄にゐるやうな人間は表面はともかくとして、內心では何が眞實であり、嘘であるかについて非常に鋭い判別をするものであらうから、勝負は最初の一瞬に決せられるに相違ない。

獄は一の得がたい道場だと僕は素人ながら考へてゐる。なぜかといふと、こゝではすべての人間が、身も心もぎりぎりのところに置かれてゐて、その考へ方の中に虛榮が入り込む餘地が極度にすくないからである。かういふ道場は僕ら凡夫には、求めて容易に得られるものではない。

それだけに、いゝ加減な話は、すぐに正體をひつぺがされてしまふ。だから僕は、刑務所のお役人や教誨師さんをみると、いつでも相手と渡り合ふべき眞劍を携へてゐるさむらひを考へるのである。

藤井先生が、今の死刑囚に對して成功されたのも、わざの偉さはもとよりだが、やはり最初から眞劍勝負でゆかれたといふことが忘れられてならぬ點だらうと思つた。いや、わざなどは末の末である。木劍でなくて眞劍を把つたといふときに、その後のわざは決するのであらう。（二六〇二・二・二〇）



## 國捷つ

大津いばら

冬澄める空のつづきにいくさせる
參謀本部冬木の梢に葉もとめず
捷つ國の街に白菜うづたかし
捷つ國の帝都戰車のとどろく冬
凍きびしみいくさなりと富士に告ぐ
召されなばよき兵たらん日記買ふ
國思ふ心ひとつに北風に住む
水仙や民すこやかに兵强し
國捷つ日あまたの鴨をそらに見き
捷を祝ぐ軍樂雪はどつと落つ
春の雪いくさは遠き醜を擊つ
麥を踏み國の必勝うたがはず
涅槃の圖世紀は新たならんとす

刑政第55巻第3号
矯正図書館





# 在官中氣付かざりし諸點に就て

★　★　★　★　★

戸田作造

## 提唱の動機

境遇に依つて、吾等は其の感情やら意念乃至眼のつけ所等が違ふものである。年齢に因つても亦同樣に、考へ方も變れば、事態に對する見解、或は構想などと言つたやうの點までも、相當に變化すると言ふ、他人より教へられる問題が、今、浪人の境遇となつて初めて、自ら、其のことを判然と經驗するに至つた。

卽ち本編は、官界奉職中は、全く呆やりとして、燈臺下暗しと言ふべきであらう乎、多少の觀念或は意識はあつたやうにも記憶するけれども、それは眞に、一瞬時的のものなりしに過ぎずして、最立てて連續性を有つ、一個の觀念若くは意識としては成立してゐなかつたのである。

然るに、退官後、遠慮もなく、氣がねもゐらない。自由なる境遇に立つに至つて見れば、觀念界や、意識界の向ふ所は、相當變化を起すものと見へ、本編に纏めたる諸事項が、私の念頭に今日明瞭に現はれて來た。これ實に、在官中は氣付かなかつたとの感に打たれたのである。

或は判り切つたことだとも言へるであらう、或は餘計な差出言だとも見へるであらう。又、或は無駄事であるとの批難を受ける乎も知れぬが、唯併し、境遇に依り、人の感情やら、思想やら、意念やら其の他着眼點等までがそれ相當に變化するものであると言ふ私の經驗事實の點だけは、犯罪界救治の重任に當られる向の聊かの御參考にでもならないものであらう乎との、思出が動機となつて、刑政誌上を御煩はしすることとした。幸に大方の御諒察を願ふ次第である。

## 刑務所の存在的價値

在官中は眼に映つてはゐたのだが、意識的に、存在價値など見えてはゐなかつた。ところが、野に下つて仰いで見れば、最先に力强く感ぜさせられることは、莊嚴味があり、武勇感が起り、廣大にして如何にも、世を壓するかの如く見へるのは軍衙であるが、刑務所の機構乃至其の姿態をも、之又、如何にも社會を壓するが如くに相見へ特立嚴然、威風堂々たるものがある。實にこれ在つてこそ能く、世道人心に一種の嚴肅重厚感を與へ、由つて以て世が旨く治つて行くものだとの感に打たれる。

何人にも此の見榮へと、感念とは個別的或は又、通則的に起つてくる筈だと思ふのである。

斯の如く刑務所の存在は、物質的卽ち、設備上、機構上國家的に、社會的に、地方的に他の公官衙に比し、重厚的に堂々たるものがあるばかりでなく、精神的に於て嚴肅侵すべからざる檢察、裁判の廳の姿が、國家的に社會的に、如何にも重味があり、威信があり、從つて國民をして、正邪曲直の裁きに全幅の信賴感を與ふるのと同樣に、刑務所の存在に對しても、治安確保上、乃至我が日本民族の肉體的精神的墮落と其の衰弱防止上、卽ち收容者敎化上・矯正上國民は擧て心を安んじ以て枕を高ふしてゐることは都鄙を別たず能く徹底せる事實である。

凡そ、國家の施設、國家が爲す所の諸種の事業乃至事務に付ては、全國民をして、表裏なく全幅的に信賴せしめ安心しきらしめること程大切なるは無いのであるから、殊に司法部の使命上此の點大に確信を有たなくてならぬことと申すまでもない。

そこで次に起つてくる世人の感想は刑務所には相當地位の高い高官の人が責任を取つて居るであらうと言ふ問題である。刑務所の存在的價値が左樣に世人の腦裡に反響すべき、當然なる要素を備ふるばかりでなく、刑務所の仕事が非常に重大であり、分量が甚だ多く且つ面倒複雜であるからである。故に刑務所の長たる人は勿論のこと、其の外樞要なる役目を有つ、例へば、戒護、作業、敎務、醫務等の係官は之又相當地位の高い人が采配を振つてゐるであらうと言ふ、直觀的感想は直に惹起される世人の常識であらうことを疑はぬ有樣である。

九州大牟田市に、「上官町」と言ふ町がある。それは元、三池集治監があり、集治監には偉い上官が居られると言ふ點に因み、上官町なる町名を選擇したとのことである。一ト昔前のことではあるが、行刑機關の國家的、社會的に於ける價値乃至地位上の認識に付能く壺中の消息を表現し盡したものであると思ふ。斯くあつてこそ、司法行刑に重厚性を添へ、威嚴を增し、世間に安靜感を與ふる等、由つて以て國民一般に、大幅的信賴心を起さしめる譯である。而して國家の行刑事業の效果的部面をも亦斯の如く、世人の行刑機關の重要性を認識する觀念が與つて、大に力あることに深く思ひを致さねばならぬとするものである。

檢察、裁判、行刑は固く結束せられ三位一體的なる、そして時としては、秋霜烈日的の嚴肅さ加減が世に洽く行渡つてこそ、遵法精神が從つて行渡り天下泰平を招來するものではあるまい乎とつく〳〵思ふに至つた。而してこれより出發する司法部の森嚴性、重厚性こそ、直に國民を愛撫する、法的敎育上の大愛、卽ち佛敎に於て說かれる所の、大慈大悲ではあるまい乎。善意なる嚴は眞愛である、此の意味に於ける嚴なき愛は、遂に僞愛であらう。僞愛は禁物である。之又、深く思ひを效すべき問題たることを疑はぬ。

滄海變じて桑田となる。世の變遷發展は、眼まぐるしい程である。或る時代には死刑廢止論が唱へられた。刑務所縮少論も現はれたが。世の中がそれで治まり、我が同胞の全部が、それで承知して呉れるならば、これに越した善政良策はないのであるが、理想はよいとしても、現實の問題として、口頭禪的ではあるまい乎。各國創世紀に遡り開卷劈頭に於て見るも、死刑廢止も覺束ないであらう。刑務所縮少など思ひも寄らぬ沙汰であらう。否、多々益々繁きの度を增すであらう。檢察、裁判、行刑の三部門は、人間初發の世界より其の終末の世界に至るまで、卽ち人類の世界と其の生命を同ふすべくそれ程、不變的、不動的なる國家の重要機關たること言を俟たぬのである。

## 位次、席次問題

謙退辭讓を禮と言ふ。遠慮なきときは近き憂あるべし。

とは大楠公の敎へであるが、其の之なくとも、人皆、此の德目は、多かれ少かれ有つてゐないものは無い筈であるから、從つて、位次、席順までも遠慮が過ぎて、變になることある場合を現實的に認められるのである。同時に人皆、優越觀念に强く、此の矛盾せる二者が紛淆錯綜して中々面倒になつてくるのである。

更に位次席次が、常識上、通念上變になることがある。今一つの原因は、之を決定する場合に、廣く智識を集めることなく、又研究を加へ洗練を深くすることなく、唯、一、二當路の人が、獨自の都合やら、所謂、最負やらに任せて作りしものが、其の儘決定されて、それが何時までも先例乃至先考となつて働くこととなり、心ある人は修正の必要を認めながらも、謙退辭讓的に遠慮し、看過されて居る場合が非常に多くあると言ふのが、官界及民間を通じたる實情ではあるまい乎。

例へば、司法省管下に在つては、何と言つても檢察、裁判、行刑が大であり、中軸であらうから、官廳の順位より見れば、檢察の次には、行刑機關が當然ソコに地位すべく、理論的には勿論のこと、常識的に、左樣に認められるのであるが、私の見解が間違つてゐるであらう乎、否乎大方の御垂敎を願ふものである。

而して、人位に關する場合には、宮中席次に從ひ、此の御定めを固く遵奉することに、廣く一般に徹底すれば、

之が一番難有いことだと確信する。

何か他の觀點より取極められたとして、飛んでもない不似合なる位次、席次が獨斷的に作られ、其れが非常に見苦しく、下品的に見へることが往々あるやうである。宮中席次を大宗として仰ぎ奉る所に、萬民欣然歸一奉體の燃ゆる心になるであらう點に想到せらるるのである。

以上、位次、席次の謹嚴愼重を言ふのは固より儀式又は儀式的なるべき場合のそれを指したのであつて、位次、席次の順を問はずして、上、下融和ザックバラン的なる特殊の場席なるに於ては、成べく窮屈を拔きにする方が望ましいのであること、言を俟たぬとするものである。

思ふに、位次、席次が亂れることは同時に紀律秩序が亂れることを意味し、紀律秩序が亂れることは、或る意味に於て、治安擾亂の要因となり、同時に又、世に所謂、下剋上等の思想が跋扈跳梁を極める根本素因ともなるであらう。そして、不知不記の間に、國民思想に影響して行くであらう點に注意すべきであつて、決して小事ではないだらう。

現代は、大楠公の「老ひたるを敬ひ」とか、先輩、長老を尊敬するなどと言ふが如き、崇高的美風は、其の影が次第に薄くなつてきてゐる。これは農、山村、漁浦に至るまで、滲透してゐるから、識者、爲政家の一大關心事の一角たることを斷言して憚らぬのである。

それには幾多計ふべき原因があらうが、就中、國民の各個銘々が、相互に心を籠めての尊敬の仕合ひと言ふ、自然的、合理的或は必至的なる、美德氣分が、是又、極めて影薄く傾きつつあることが其の主因ではないだらう乎。卽ち諸々の各職域に在つては、其の職域毎に、互に優越感に囚はれ、優位獲得に專念するであらうから、勢ひ、他の職域を輕視し、自己獨り先つ先陣を承はらうとする弊風に陷り易く、遂には各職域毎に傲慢不遜的に流れることにあるやに見へる。固より自己の屬する職域乃至自己の職務、業務の威信を保全し之を尊重することの甚だ重要なることは、御互に大いに心懸けねばならぬ問題ではあるが、此のことに餘りに焦心するに至つては、不知不識の間に其の度を超へ、他の職域乃至他の職務業務をば、輕視誹謗するに至る虞ある

式に錬成せられ、位次、席次は紀律秩序の範疇に屬し、此の點に於ては、一般世間より一汽車先に前進し、彼是言ふが如き餘地はない。故に、此の提案は對世間的問題であることを念の爲に附言して置きたい。

## 刑務官學校の特設

刑務所の存在的價値の項に於ても觸れ置きしが如く、刑務所の仕事は隨分辛い仕事であつて、同時に、非常に多忙にして複雜なる役所である。殊に看守諸君の劇務程度に至つては、今更呶呶を要しない程知り切られてゐる。にも拘はらず、其の上刑務官吏の勞務負擔を更に增加するやうの問題を捕へて彼是の願望を言ふのは、實に一大矛盾であつて恐縮に堪へないが、本件は其れとは全く切り離して、卽ち劇務問題とは全然關係を有たぬ意圖なることを御諒承願ひたい。

能く周知の如く、我が國は今や大東亞の盟主である。目下は非常時局下であるが、彼の猛威を逞ふする颱風の中心には、ゲニ、靜かなる林の如き、眞空の塊りを抱藏或は包藏してゐると言ふことである。これ、纏て一過の後に來を以て、其れが爲に、却つて自己の職域に對し、他の職域より、反感輕侮を受くるに至ることあらう反動的反發的原因に立到る關係、換言すれば逆作用を生むであらう點に、深く反省を加へねばならぬことは贅言するまでもないのである。

そこで、各職域は、相互に、有機的體系の總ての部門の職務の神聖なる意義を、心から尊重し、先陣爭ひの如きはこれを逆に轉用、苟くも位次、席次を亂さず、双務的に互讓的に、尊敬の仕合ひと言ふことが、他の何事よりも先に立つべき先決問題であらうと思ふ。

前にも述べたのだが、更に反復切言したい、卽ち、位次、席次が亂れることは、形が崩れることであり、形ちが崩れることは、精神が崩れることを意味し、精神が崩れることは、思想の紛淆を來し、不健全的に崩れ行くであらうことを信ぜられるが故に、正確なる位次、席次の振作方を世に向つて提案すると言ふのが本項の意圖する眼目である。

刑務所は修養の殿堂であり。勤勉力行の殿堂であり。紀律秩序の府であつて、刑務所の紀律秩序は、昔から軍隊



る、山海透明、無風的靜寂なる、好天快晴を齎す素地であり、原因ではあるまい乎、其の向きの智識に俟つものである。

斯う言ふ譯で、難局を突破し、事變解決後平和なる東亞の黎明が訪づれたる曉には、政治、經濟、文化等各種各般の部門に亘つて、綽々として餘裕を有ち、大東亞の盟主たる一切の力と、德望乃至氣品とを、ヨリ一層完備せなくてはならぬだらう。

從つて刑務所の負擔をも、岐度遞加され、廣い智識高い品性の充實を要求するに至る次第ではあるまい乎、大方の批判に上したいのである。

否、現に、其の波が押寄せつつあるのではあるまい乎。されば劇務の中にも何とか工夫つかぬものであらう乎。

看守諸君は年配が若い、前途春秋に富む人が甚だ多いのである。而して、刑務所は官舍居住者があり、其の官舍不足乃至官舍の設備なき刑務所に在つては居住區域を制限し、刑務所に近き地域に居住せしむることを強制し、自由居住を許さざるを以て、集合に時間を要せず、比較的纏り易き組織になつてゐること。そして、窮屈ながらも、演武場とか、教習所とかも設備されてゐる。

斯の如く、人と場所との條件が備り居るを以て非常に能率的であり、又、意義極て深きものがあることに熟慮を致し、刑務官の智識の補助とも言ふべき夜間學校を特設せられては如何のものであらう乎。晨に星を戴き出勤を急ぎ、夕に月を踏んで足重く家に歸り、我が兒の顏すら碌に愛するを得ずと言ふが如き、戒護檢束上の福要勤務に服する人は、直に綿の如く疲勞することを想像せられ固より望み得ないが、例へば、晝夜勤務の看守は、非番の日の夜を擇ぶとするが如く、それに事務方面勤務の人を加へ、更に其の中より希望者のみを募つて入學せしむるとするが如き方策は出來得ぬものであらう乎。學科は、一般智識を目標に、卑見を以てすれば、例へば地理、歷史、外國語數學、其れに行刑學等を加ふるを以て十分ではあるまい乎と思ふのである。

講師は刑務官の外、中等又は專門學校等の校長其の他に依囑し、刑務所長學校長となり、之に要する經費は可然方途が立ちさうなものである。全部の刑務所に一齊に行はれ難しとするなら

## 各廳長官の年配觀

私が官界在職中、曾つての地方長官卽ち當時の府縣知事の年配に付、民間の人達から、屢次「地方長官は良二千石の牧民官であるから、頭髮斑雪などに白髮の見へし人が重味もあり、難有味がある。が、現今の地方長官の年配は若過ぎる」と聞かされたことであつた。

而して刑務所の長の人も亦白髮の現はれたる人が威嚴があり、自然に頭が下るなどと側面觀的批評を聞かされたことがあつた。

然るに司法長官の方々の年齡觀問題に付ては、一向註文の聲とか、批評がましき說などを聞いたことがないのは、畢竟司法長官の年配が能く、司直の職務と調和され、ソコに、世人が滿足と言ふべき乎、或は尊敬と言ふべき乎、兎も角も年齡上間然するなき人選だとする證明ではあるまい乎。

此の年配問題をも在官中は、左程心に浮ばず、氣に止めなかつたのであるが、今日となつて見れば、自然、希望とか、野心などがなくなり、それかあらぬか、彼是比較對照して、自由且つ無遠慮に世間を見渡すように變化してきた故であらう乎。實の所、今日の司法長官は能く熟し切つて居られるやうに見へる。落ちつきがあつて、重厚性に富み、恩威兼ね備はる、武將寬的なる年配だと、餘人は知らず、私自身は左樣に感じてゐるのである。

凡そ、崇敬の念とか、心服の感若くは恐縮的心理作用とかは、原則として長老に對し初て起る人間自然の現象である。實に老ゆるを敬ふ心的作用は吾人通有の心理であらうことを疑はぬ。固より長老に對し、恰も幼、少年者に對するのと同樣なる、人間性より出發する同情的なる心理作用を起す場合もあるが、其れは特種の事情より來る例外事に屬するであらう。

なる程考ふれば、彼の佛像を見よ。達磨畫を見よ。七福神畫乃至不動尊、二王像等を見よ、これ皆、老年を象徵せざるはなく、吾人は之を拜み、之を信仰する生活に終始してゐるではない乎。而して此のことは親より遺傳を受け更に社會教育的に錬成せられてゐる

刑政第55巻第3号
矯正図書館



のであるから年配觀問題に付ては實に根強い一種の天性的なるものがある。

乃木將軍や、東鄕元帥又は平沼男の御若い時代の寫眞と、老年時代の寫眞や畫像を眺めても、以上の諸關係が一入ハッキリするであらう。

檢察　裁判、行刑共に、司法部の仕事は人と人との、崇高的又必至的なる重要國策の顯現に在るを以て、司法部長官の年配は、其の職務上、世人に對し非常に重大なる影響を齎すものであると信ずる。

されば と言ふて、人の天性の優劣までも、無差別的なれとするのではない。若くして老ゆるまで勝れし人がある一方、若くても駄目、老いて益々駄目なる人のあることは、自然界の法則だから別問題であること論を要せぬ。

## 官と民

私は私有金は有たないが、公金を御預りしてゐる職務關係上、時に郵便局へ行くこともあれば、又、銀行へ出入することもある。

郵便局の窓口も大いに改善せられて萬事親切に教へて貰ひ、氣迷ひもなく躊躇事など演ぜずして、氣持ち能く用務を辨ずるのが當であつて民衆應對に併しながら、其の刹那に於ては、苟くも、一官廳の長ともある人が、これでは倫理的に、道德的に、世間的に、人間的に將た、禮儀的に見て以て、此の人は、未だ此の際に限つては、幼稚園の一年生だと言ふ、批評だけは爲し得る譯だらうと思ふたのであつた。

以上は唯、一、二の郵便局と、二、三の銀行とに就て遭遇したる所感だけであり、又、一官廳の長の人も、唯、其の人一人だけの應接振りに過ぎないのであるから、其の他の郵便局及銀行と、其の他の官廳の長の人とは、全く無關係なる點、特に御斷りして置きたい。

自己認識の問題は、非常に難事であらうと思はれるのであるが。それに拘てて加へて、官廳に奉職して居れば、「官吏」と言ふ肩書のことは忘れてならぬ、最も大事なる點なる丈け、其れ丈け兎もすれば、それを忘るべき場合にまでも纏綿して、心にもなき優越的威張屋に見ゆるに陷る處がありとするを、人情の通弊となすならば、此の點に特に、細心注意を拂はなければならぬのであらうか。野に下つて見て、初めて、私が永年の間官界奉公中、隨分優越な振りを振り廻したり、又は、心にもない威張り屋風が多かつたことであつたらうと、ハッキリ判つたとの感に打たれ、懺悔して居るやうな今日である。但し、私は、若かりし時代など、隨分嚴格屋でもあり、且つ記帳面家であつたとして、自己反省を下してゐるからでもある。

刑務所は、前にも述べたるが如く、其の使命上、一種重壓的に設備されてゐる官廳なるに依り、他官廳に比し、格段に、來客に對する應接などは勿論のこと、面會其の他の用件の爲に出入する民間人に對しても、最高級的上品に、餘程親切に、鄭重に、言語應待上感あつて猛からざる風格を備ふることの問題に關し、在官中更に一歩を進め研究を加へ、細目、細節の小事に至るまで樣式方法を樹てたいものであつたと。卽ち在官中及び難かりし私の不敏を、今現に嘆ずるに至つたのは、所詮官と民、其の地位を轉倒することに因り初めて覺る境遇上の生産物である。

由來刑務所に於ては、此の種問題に付ては傳統的に、絶へず注意を拂ひ來つたのであるが、何分複雜多忙なる所であつて、手不足に窮し、隔靴搔痒の感があつたことを、私の受持ちし場合に限り想起する次第である。

（筆者は元刑務所長）

申分がない。

が、銀行と比較して見るときは、銀行の方が行屆きの程度に於て優つてゐるやうに感ぜられる。

而して、或るとき、或る官廳に用件があり、其の官廳の長に用件を話せしところ、これに對する態度は、極めて冷淡であつた。用件を濟まし歸りに際し、其の官廳の長の人に挨拶を述べることが、禮儀上の本筋であらうと信じたるを以て、鄭重に首を低ふし、以て厚く禮を述べし積りであつたのが、長の人は新聞閱讀に餘念もなかつたのか、私には視線すら與へず、ハーと言ふ發聲のみの應接を受けて引取つたことがあつた。勿論、其の場合の諸狀況に照し、私から名刺を通じ名乘つた譯でなく、從つて無名者であつた。

接客、應待は、事、些事なるが如くにして其の實極めて大切重要なるものであること申すまでもない。

右の應接態度に對し、私は其の長の人が惡いとのみは思はなかつた。蓋し多忙なるとき疲勞感の多いとき、若しくは精神狀態が散漫し統一を失し居るときなどは何人も、斯の如き態度實振りに陷ることが能く有り勝ちであるからである。






○

拘禁制度といふことを考へてみる。それは獨居拘禁といふ考へ方が出て、はじめて問題になり得たものである。

勿論、歷史的には夜間獨居思想がこれに先行したと見受けられる節もないではないが、今日のやうに拘禁制度が矢釜しくいはれるに至つたのは獨居制を採用すべしとする監獄改良家の熱烈な主張から出でたものであることに間違ない。そしてかういふ時代の拘禁思想の中核をなすものは、いつも、「居房」拘禁であるといふことを忘れてはならない。ところが、拘禁制度の最近の推移を考へてみると、「居房」のみならず廣く「工場」をも拘禁の考へ方の對象として來てゐると思はれる。そこで、かうなつてみると、居房、工場その他を通じて拘禁制度の技術的な點に考慮を及ぼしてみる必要が大いに切實になつて來たのではあるまいか。

○

夜間獨居拘禁について思ひ出すことであるが、古人は夜氣を愛すること深かつた。晝間は良心を賊害するが、夜間に至れば氣も清朗になり、さらに夜の明け方に至れば、太古の聖代に遊ぶの氣象が得られるとなすのである。文明の利器である電燈の發達した今日、夜間と雖も晝間と異なることのない物に觸れ、「良心を賊害する」虞れは多分にある。そのために本心に立ちかへる機會を得られぬものが多いのであるが、この頃の燈火管制は人心を泌々とさせるのに幾分でも效あらしめぬものであらうか。

○

刑務官練習所の入所試驗は終つたし、國家試驗は今年から三月に繰り上げられた。受驗者はいま猛烈に勉强してゐるのであらうが、受驗者各位には是非學問の本旨を忘れて貰ひ度くないものだ。

古人はいつてゐる。「科擧の事、功を妨ぐることを思へず、惟だ志を奪ふことを患ふ」と。

○

「藝術は長く、人生は短かい」といふが、技術や制度は段々乎として變つてやまないけれども、人心や人の條理は何千年來變つてゐないといふことを近頃切實に感じてゐる。

○

若い者が起たなければ駄目だといふ。維新の志士を見よといふ。皆、二十代、三十代の人達ではないかといふ。ところが、維新の志士達は、たつぶり生きた二十年、三十年をもつてゐたのであつて、今の人達が六十、七十になつても達し得られぬやうな老成した見識を既に年少にして持つてゐたのである。ドイツの一口噺にあるやうに病氣をした期間を年齡に算入しないとすれば、當代の人々果して何歲なりや、思ひ半に過ぎるであらう。

○

死刑は刑罰だらうか。僕は年少の頃正宗白鳥か誰かの小說を讀んで、一人の齒醫者が齒痛に惱む老人に對して、拔齒は齒醫者の任務ではない——それは丁度、死刑が刑罰でないと同樣だといふ意味の言葉に觸れ、それはいまでも僅のやうに腦底にこびりついてゐる。この小說家はカルバートか何かを讀んでゐたのであらうか。

（眞野阿菟）

刑政第55巻第3号
矯正図書館





外交講話

# 世界情勢碁談

林　秀

英國はどう出るか——重慶印度合作——アメリカの抗戰方途——ドイツの春季作戰——蔣介石はいつ參る——英本土上陸その他

「おい、おい——さう、藪から棒に難題を吹きかけられても、俺しも高島易斷ぢやないからハッキリしたことは言へんが……。」

さう言つて、槁枯洞主人は煙管を詰め代へた。見るからに村夫子然たる老翁、これでも元は靈ヶ關に奉職したこともある外國の事情通である。故あつて政界を隱退し、山雲野鶴を友とする境涯とはなつたが——

「さうぢや、俺しがチヤーチルに會うたのは一九二〇年の夏ぢやが、その頃の彼といふものはエライ人氣ぢやつた。昔ながらの勝氣の男でな、何しろシンガポール陷落の責任を負つて內閣を改造しながら、國防相（ディフェンス・ミニスター）の兼任は解かぬといふ程の心臟ぢやよ、この間の演說を聽いてみても、アメリカが太平洋であんなひどい目に遭ふとは考へてもゐなかつた、英國はソ聯も援助しなければならぬし、北阿でも戰はねばならぬ。英本土の防衞と近東方面の現狀を維持することも必要である、何もかもさう一度に出來るものぢやないなどと理屈にならん理屈を並べたてゝ平氣でをる。

ところで新嘉坡が昭南島になつて、英國の困つたのは印度の處置ぢやらう。七つの海を支配した英帝國も、シンガポールが落ちてみると下手な碁打ちのやうに石の配置がバラバラになつて、各個別に生きなければならん。ビルマや濠洲、ニウジーランドには一眼も出來さうにない。それに印度といふ大石をもつて行かれたことには、投げるより外に手がなくなる。せめてコウかセキ位には漕ぎつけたいところだが、印度洋の制海空權が日本の手に移つてみると、それさへも容易でない。そこで、考へついたのは蔣介石の印度派遣といふ段取り、こいつを考へたのは前の駐ソ大使、今度入閣したクリップスといふ男なさうぢやが、どうして敵ながら天晴れな仕組みになつとる。

君も笨碁位は知つとるぢやらうが、……エゝか、今の世界を碁盤にして見い、コウが二つある。獨ソ戰線と、北阿戰線ぢやらうが。ビルマルートの遮斷でカケ目になつた重慶に、ベンガル灣の重壓で一眼しかない印度を加へて、こゝでもコウを爭はうといふチャーナルの魂膽ぢやよ。三コウは天下の大凶、織田信長が本能寺で討たれる前の晚に此の三コウが出來たと謂はれとる。

日本にとつてはさしづめ重慶印度の合作がコウになるかどうかぢや。こちらはコウ種が澤山あるからコウになつたとしても樂しみなものさ。ビルマの完全制壓、セイロン島の攻略、アラビヤ海の進出——いろいろとある。モスコウとスエズ、重慶とデリイ、かう二つづゝ竹節につないでみたところで、シンガポールの落ちた今日、英國艦隊の現狀では日本海軍のアラビヤ海制覇を阻止することは出來んのぢや。アラビヤ海を失つた重慶、印度の合作は謂はゞ貧は泣き寄り、無い者同志の寄合ひで、その中ダメ詰りで頓死することぢやらうテ、ワッハッハ。

ナニ、蔣介石がネールと會つてどんなことを話したかつて？　簡單に言へば、日本は到底印度を獨立せしめるやうな國ぢやアない、いま印度が英國を日本に乘りかへれば、印度の獨立運動は最初からやり直しになる——大方こんなところサ。それといふが、君も知つての通り英國の植民地懷柔は巧妙を極めてゐる。大東亞戰爭が初まつてからといふもの、印度の獨立には片言隻語も觸れて居らん。言つたつてもう今度は効き目がないことを知つとる。寧ろ、印度の獨立は時期尚早で、いま急いで獨立すれば却つて日本の餌食になるといふやうなことを言ふ。その上、蔣介石に向つては、どうも印度が日本と結んで獨立しさうな氣配が見える、印度が日本側につけば、俺はお前のところを援助したいにも、援助のしようがない、お前が生きるためにはどうしても印度がイギリスについてゐることが必要である。

さてこそ蔣介石一行十五名の印度訪問となつた譯ぢやが、こゝで一つ問題となるのはこの大芝居の發案者がソ聯駐在の大使だつたといふことぢやゝ。どうやらソ聯も一役この芝居に加はつてゐさうに思へるが、この先はいさゝか唇寒しぢやからこの次の君の宿題としとかう。

さて、アメリカはどう出でる。米



英聯合總司令部が出來ても、ウェーベル總司令官は負傷するし、ハートは戰死する、バーシバルは捕虜になるといふさんたんたる有樣ぢやによつて、氣の短かいヤンキー共はマッカーサーを總司令官にしろなどゝ我鳴りたてゝ居ろ。單純なヤンキー共は、マッカーサーが本當にコレヒドールで頑張つてゐると思つてゐる。軍艦のない軍港バール・ハーバーでは、ハワイの存在も畫行燈みたいなものになるし、南米工作も形の上ではともかく內實は全く失敗に終つてゐるから、アメリカとしては有るにまかせて、せめて軍艦や飛行機でも澤山つくらなければ氣が重くてやりきれんのぢやらう。そこで考へられることは、アメリカ東亞軍はイギリス、オランダ、濠洲の落武者を掻き集めて、一應タスマン海あたりに落ちのびるぢやらうが、いや、これからが面白くなる。

反樞軸國側としては、第一に海の方はアメリカが大將で殘存艦隊を集めてゲリラ戰に出る。第二に陸の方は蔣介石を大將に印度その他の植民地雜軍を率ゐて得意の遊擊戰といふとこぢやらう。ルーズベルトやチャーチルの値段がガタ落ちになつたので、對照的に蔣介石が光つて見えて來たのも奇妙ぢやよ。ぢやが、俺しの見るところでは、蔣介石も今までのところが身上、これからが下り坂になる。世間ぢやア米英が日本にやつつけられたんで蔣介石がガッカリしてゐると見てゐるやうぢやが、俺しはさうは思はん。蔣介石は、今や米英を手下に日本と最後の一戰を試みやうといふ意氣込みぢや、今では米英も蔣介石を無視して日本と抗戰出來なくなつとる、蔣介石自身の値打ちが上つた譯ではないが、こゝに、彼の心理的危機がある。

さて、歐羅巴の方ぢやが、春になつて獨逸がどこへ出て來るか、これが問題になつとるやうぢやな。英本土上陸ソ聯再攻擊、近東方面作戰、スエズ攻略、考へられるのは先づこの四つぢやが、どれにも一應の理屈があつて仲々簡單には言ひきれない。そこで、こゝは一つ方向を變へて別の面から判斷を下さにやならん。といふのは、現在樞軸側作戰にとつて最も不利な點は何かといふことぢや。第一に日本と獨伊との間に直接の聯絡がないといふこと、これぢやらう。碁で言つても、俗にワタリ八目といふ位のものぢやから、終盤の寄せに入ると、先づこのあたりが相當のところになつて來る。問題はどこで渡るかといふことになるが、北の方は先づ當分見込みはつくまいから、南の方といふことになる。それには、日本がシンガポール攻略によつて印度洋を制しようとしてゐるから、ベルシャ灣方面か、紅海かといふことにならう。紅海で結ぶとなれば、スエズがあるから一寸暇がかゝるぢやらう。そこで先づ俺しがヒットラーだとすると、先づ第一には、ソ聯反擊に出てウクライナを席卷する。六月には小麥の收穫があるからどうしてもこゝは確保して置かにやならん、この大軍は更にヴオルガ地帶に出て、ウラルへ廻る態勢をとゝなへる。又もやモスコーを目ざすと見せかけた獨逸軍は、この時踵を返して南下する。陸ではソ聯軍を二分して戰ふと共に、黑海ではクリミヤ半島を基地として海上機動戰に移る、敵がコウカサス山脈で頑張れば、こちらはバツームに敵前上陸して、アルメニヤを衝く。どうぢや、ベルシャ灣は指呼の間にあるぢやらう。この作戰は小麥と石油の一石二鳥の妙案といふものぢやよ。では、トルコは一體どうなるか。トルコはさしづめ東亞の泰國といふ立場ぢやが、泰國が大東亞戰の天目山だつたやうに、トルコは歐洲戰の天目山になつとる。今日までトルコに決定的態度をとらせ得なかつたといふことが、獨伊側の最大の外交的失敗ぢやと俺しは見とる。獨逸は最初からあすこを重大視して、外交官中の大物パーペンを派遣してゐる譯だが、何さまトルコの外交と來ると長い傳統に培はれた鵺外交ぢや、白いか黑いか容易なことぢや正體を現さんのです。とにかく斯うして日本、獨伊の樞軸の聯絡がついたとすると、その利するところ莫大もないものになる。第一に、重慶印度合作が全く孤立無援になる、第二に、英國と印度とがきり離される、第三に、英ソの南方聯絡路が斷たれる、第四にソ聯の南方進出が不可能になる。

英本土上陸——こいつア、俺しの見るところでは仲々やらんね。やるとしても、八月以後でないと食糧の關係があつて、英國民を奮ひに行くやうなことになる。あのまゝにして、米英側の人質にして置くのも、一つの手段ぢやないか。アメリカにしても、イギリスにしても、困つてはゐるが、中々參らんよ。ゴムの消費統制が始まつた、ガソリンも規制される、イギリスでは石鹼も配給になつたさうだ、——なんて、他人のことばかり笑つてゐる時ぢやアあるまい。過大評價してもいかぬが、過小評價はなほさらいかぬ。赫々たる戰果におごつて、掌に唾して拔くべしなどといふ時に得てして油斷が出る。敵が立直る前にこちらをガッチリと固めて置かにやならん、こゝが難しいところぢやテ。碁はいくらかこちらに殘るといふ時が危い、えゝか、貴公等の碁では、確かに殺したと思つてスッカリ勘定までして置いた石が矢庭に生き返つて嚙みついて來ることがあるぢやろが——油斷大敵、油斷大敵。

刑政第55巻第3号
矯正図書館



# 東洋訓話

## 剛勇と慾念

### 正氣、律義

剛勇の剛は自ら勇を兼ね、又其の勇は自ら剛を兼ぬ。剛はかたくして不屈の意、勇はいさましくして斷行の意、剛に就ては、論語に、『子曰く、（孔子の仰せ）吾未だ剛者を見ず。或るひと對へて曰く、申棖はいかゞ。子曰く、棖や慾あり、焉んぞ剛たるを得ん』古語は簡潔で剛といひ慾といふも、今日でいへば剛は剛勇、慾は慾念である。慾念にも種々ありて、飲食の慾即ち食慾あり、男女の慾即ち性慾（愛慾）あり、財物の慾即ち物慾（利慾）あり、乃至名譽の慾、生命の慾など、皆慾念世界の種々相として數ふべきものである。これらの慾念を絶ち切つてこそ、本當の剛勇を把握される。申棖はまだそこまで到達して居らぬから、剛勇のものと謂ふことが出來ない。これは孔子が眞の剛勇者を、まだ見たことがないといはれた所以である。次に勇も亦一ならずして、血氣の勇もあり、正氣の勇もある。正氣の勇は、又眞勇ともいひ、古より知仁勇（中庸）の三達德の一として見られて居る。この三達德を暗に御垂示せさせ給ひたるものなりと稱せらるゝ三種の神器即ち鏡、玉、劍の「劍」は、まさしく勇の表徴で、單に皇位のおんしるしとして授け給はれるばかりでないといふことは、遠くは北畠親房、降りては中江藤樹、山鹿素行、賴山陽、近くは杉浦重剛など、異口同音に說きたる所である。畏くも我大日本帝國は、劍を以て天が下のまつろはぬものどもをうち平げて創業し給はれたるもの、隨つて尙武の氣象は遂に我國民族固有の魂即ちやまと魂と化し、武士道的精神の淵源となるに至つた。後世、人皇第一代すめらみことのおんおくりなを奉るに神武の二字を以てしたるも亦宜なりといふべきである。現在我國の陸海兩軍の世界無敵と賞讃せらるゝ所以の根柢を堀り下ぐれば、實にこのやまと魂にあり、而してこのやまと魂の最もえらい點は剛勇にあつて存することを猛省せねばならぬ。剛勇は眞の勇で、正氣に本づくものでなければならぬ。固より血氣の勇を含まざることは蚊々を要せざる所なれども、人は動もすれば暴虎馮河の勇を目して剛勇といふ者もあるが、喧嘩に強いものや、濫りに生命を捨てゝ戰ふものなどは、決して剛勇者とはいへぬのである。寧ろつまらぬことに爭ひを起して勇敢に戰ふことの如きは、眞の勇者の爲すべきことではない。坂田の公時といへば賴光の四天王の一人で、俗に金時といつて、五月人形にまで仕立てられ、お伽噺の語り草として言傳へられてゐる豪の者であるが、この公時に向ひ、或るひとは剛勇の者となるにはいかに修養すればよろしきやと聞いたとき、公時立ろに臆病をまなべといつたといふことは、有名なる話になつてゐる。勝つことばかり考へて負くるは勝ちといふことを知らねば、眞の勇者となれぬのである。川中島の戰に、上杉勢の侍大將として勇名を青史に輝かした杉原親憲は、川中島の出陣に先ちて食事にかゝりしとき、手おののきて箸を取るに堪へなかつたといはれてゐる。それが愈々出陣して千軍萬馬の間に入り亂れて戰ふや、冷靜に立ち返り、敵武田勢の勇將馬場信勝や山本晴孝の、鎧の色はどうで、鎗の形はかうでと、一々手に取るやうに記憶し、戰やんでから仔細に說き聞かせたといふことである。この杉原將軍の詩の句に、『首を摑んで城上に上ほり、功を讓つて樹陰に隱る』とある。手柄を立てて之を隱すといふ心の床しさは、武士道の最高潮に達した當時にあらでは見るとの出來ぬ美譚である。剛勇は正氣の斷行である。正氣は慾念と相反す。人の爲め國の爲め自己を犧牲にして顧みざるは、慾念に囚はるゝものゝ爲し得ざる所である。和氣清麿が道鏡を挫きたる、平重盛が熊野に死を祈りたる皆慾念を拂つて正氣を貫きたるものである。之に就て孟子（公孫丑章句上）に『心を動かさざるに道あり。（中略）昔は曾子、子襄に謂つて曰く、子は勇を好むや。吾嘗て大勇を夫子に聞けり。自ら反して縮からずんば、褐寬博と雖も吾は憫れざらんや。自ら反して縮ければ千萬人と雖も吾は征かん。（下略）』『敢て問ふ何をか浩然の氣と謂ふ。曰く言ふこと難し。其の氣たるや至大至剛、直を以て養ひて害することなければ天地の間に塞がる。其の氣たるや義と道とに配す。これなければ餒うるなり。これ義を集めて生ずるもの、義襲ひて之を取るに非ざるなり。行は心に慊らざるあれば餒う。』之を解釋すると非常に長文となるから原文のまゝにして置きこゝに浩然の氣といふのは卽ち正氣のことである。正氣に就ては有名なる文天祥の正氣の歌あり、之に和して藤田東湖の正氣の歌がある。其の劈頭の句に、『天地正大の氣粹然として神州に鍾る』とある。天地には自然に正氣が存在し、人は其



の中に生れて其の儘すぐに受けた正氣こそ至大至剛なるものなるが、この正氣の斷行が卽ち剛勇で、之をわがものとして發達せしむるには、やはりすぐなる道に依らねばならぬ。割合にすぐなる道を體得する者は、世に律義者と稱してゐる。古人は、剛勇の者は事に逢はねば知れぬ。されども多く律義者にありといつたのはこゝである。律義者といふことは、よく義理を守つて一切の惡事をせざる正直なもののことであり。武道は剛勇の發揮所であるが、「常山紀談」にも武邊は律義者にありといふ事と題して、訓話を傳へて居るが、その中に、加藤清正が平生剛の者をほしく思ひ、一生がかりで人物の鑑識にとりかゝり、はては人相學まで稽古されたが效果なく、最後に結論として得たるものは、律義者に武士道を守つて手柄を立つる者が多數であるといふことであつたと、人に向つて話されたとのことである。又加藤嘉明も『氣さきのかひ〳〵しいけなげな者は、人目を驚かすやうなはたらきをするが、踏みつめたる最後の武功は、律義なる者でなくては出來ない仕事である。例へば仕ふる主の威勢が心細いほどに衰へてこの末力と賴む所もなく、人々二心を持つて居る中、獨り義を守りて心がはりなき强みは、律義者の外にはないとおべつか者はよしんば時たま武道を發揮することがあつてもいざといふときは決して頼みにならぬのである。かやうなものは主よりよく思はるゝことを一番に心がけ、へつらひおもねり祿をもらつて得々とし、本當は恥づべきことを恥とせざる者は、場合によりては主を殺してもわが身の爲めなら平氣でやる筈の人である。僞と眞とは品はかはれども結局は同じことである』かういつた。池田光政も「詔ひ者に知行を與へ置くは、盜賊を抱へ置くと同じことなり」といはれ居りたるよし、道理を辨へ體驗を積みたる人の言は、あたかも符節を合はせるやうにぴつたりと合ふものであると湯淺常山は記してゐる。叙上は武人の武勇に關する教であるが武勇は剛勇の一面で、この心を武人ならぬ人に移すときは、武勇と名けぬだけのこと、やはり剛勇といふのである。剛勇は獨り武人ばかりに大切なるものでなく、如何なる方面にも大切で、凡そ人間世にある以上、この達德を體して何事にも毅然として當らねばならぬ。

剛勇を日常生活の基礎として何事にも當らねばならぬのと、萬一いのちが けの問題に逢着せば 從容として死に就く覺悟を持つべきである。佐藤一齋は「言志四錄」に、死に對する態度を三分して指示した。その指示に曰く、「聖人は死に安んじ、賢人は死を分とし、常人は死を畏る」。西鄕南洲も常に之を愛誦せしよし。普通の人々は、死ほど畏れるものはない。さればこそ釋迦も、死を四苦の尤なるものとし、之を解脫する道を說いた（大乘義章三本）佛教の修養も生死について心を勞することなく、平然として死ぬことが出來るやうになるのを上乘としてゐる。所謂死に安んずるのである。或る人は關山國師に、死の問題を訊きしとき、『我が這裏、生死なし』と答へた。從つて同錄に、「賢者は發するに臨み、理として當然なるを見、以て分となし死を畏るゝを恥ぢて、死に安んずるを希ふ。故に神氣亂れず。又遺訓もあり、以て聽を聳かすに足る。而も其の聖人に及ばざるも亦こゝに在り。聖人は平生の言動、一として訓に非ざるはなし。而も歿するに臨み未だ必しも遺訓を爲さず。死生を視ること、眞に晝夜の如くし、著念する所なし。」と記してある。

かやうなわけで死に臨み、別に辭世だ、將た遺訓だとあはてゝことがない。俳聖芭蕉の死に當つて、其の門人は、辭世の御句はと問ひたるに、「昨日の發句は今日の辭世、今日の發句は明日の辭世、生涯いひすてし句、一として辭世ならざるものがない」といつた。彼は俳人であるが、平生の覺悟は聖人の安死と同じやうな境地にあることを立證されるのである。又同錄に、「氣節の士、貞烈の婦、其の心激する所ありて敢て死を畏れざるは、死を分とする者の次なり。血氣の勇の死を輕んじ、狂惑の夫の死を甘んずるは、死を畏るゝ者より下れり。又、釋老の徒の如き、死に處するに頗る自得あり。然れども其の學は畢竟亦死を畏るゝよりして來る。獨り極大の老人生氣全く盡き、澹然として病なくして以て終る者は、則ち死に安んずる者と異なるなきのみ。」ともある。

剛勇を中心として慾念、正氣、律義の關係は、以上述べ來つた所に由りて大體明白であると信ずるのであるが、唯慾念に就ては、考へ方見方で多少の疑點もあらうと思ふ。やはり同錄に、公慾と私慾を區別して、「私慾は有るべからず、公慾は無かるべからず、公慾たければ、則ち人を恕する能はず、私欲あれば、則ち物を仁する能はず」とあり、國民を動かす力として、「民の義に因りて以て之を激し、民の欲に因りて以て之に趨かしめば、民其の生を忘れて其の死を致さん。是れ以て一戰すべし。」とある。慾念を絶ち切らねば剛勇の人と爲りかねるといつた慾念はこゝに所謂私欲であることは勿論である。

佐伯復堂

刑政第55巻第3号
矯正図書館





經濟講話

# 食物の味覺主義を排す

石山賢吉

## 一

或人が「長期戰は結局食料戰になります」といつた。どうもさうらしい。何分、近代戰は、破壞力がすさまじい。船をドン〳〵沈めれば、經濟區域が次第に狹められて行く。結局、食料戰になる譯である。果してさうなるか否かは、將來の豫測に屬するが、戰時下の國民としては、その覺悟を以て進む可きである。

とすると、我々は、我々の日常生活に對して、一大革新を施す必要がある。

第一に、我々は、從來の如く、味覺のみに依つて、食料を取捨する事をやめなければならぬ。營養第一主義に改めなければならぬ。

米から糠を去り、精白にして食ふ如きは、科學的に見れば、馬鹿の骨頂であろ。

米には、人間生活に必要な各種の要素が備はつて居る。然も、その要素は、大部分外皮に存在して居る。處が、搗いて精白になると、各種の要素が離脫されて、澱粉質のみ殘る。

澱粉質も大切な營養素である。だが、これだけでは足りない。他の營養素をも補給しなければならぬ。その證據に、白米だけを食べて居ると必ず病氣になる。白米偏食の結果、脚氣を患つた人の多いのは、餘りにも著明な事實である。之を癒すには糠を食ふとよい。糠は米から取起る。糠を取らない米——玄米か半搗米を食へば、脚氣にならないのである。

糠には多量のヴィタミンBが存在してゐる。それが脚氣の妙藥となるのである。その外に、脂肪もあれば、蛋白質もあり、燐、灰分、纖維なども含んで居る。是等は皆な人體に必要な營養素である。それをワザ〳〵取り去つて、澱粉質だけにして了ふのだから、馬鹿な次第である。澱粉質は、專問語では含水炭素といふ。この言葉に見ると、澱粉質の正體が判る。それは水分を含んだ炭素である。炭素となれば、石炭や木炭と同質である事が判る。石炭や木炭は、酸素と化合すれば、熱を發する。我々は、日々、勝手元に於て、その事を實驗して居る。含水炭素も、人體に入つて、それと同樣の作用を起す。卽ち、肺から呼吸する酸素と化合して熱を起すのである。

我々が、攝氏三十六度の體溫を保つて居るのは、含水炭素が體内に燃燒して居る爲である。我々が若し含水炭素を體内へ取り入れなければ、我々の體は鰛て冷たくなつて死ぬのである。

含水炭素は、それほどに人體に必要な營養素である。だが石炭ばかりでは工場の運轉は永續しない如く、人體も、含水炭素ばかりでは活きて行けない。人體の減耗に對する補給と各部の機能を滑かに働かす調節劑が必要である。人體の減耗は、產後の婦人に於て顯著に見られる。婦人はお產をすると、第一に齒がいけなくなる。これは、齒になる成分を、胎兒に取られる爲めである。だから、子を產む婦人は、その前後に於て、齒になる成分を補給する事が必要である。

鳥は、貝殼を食ふ。これは、卵の外廓にする資材を得る爲めである。姙婦も、これと同じ必要があるのである。

常人は、姙婦ほど人體の減耗が眼立たないが、矢張り、日々、その作用が起つて居る。だから。補給が必要である。

人體の減耗を補給する成分は、蛋白を第一とし、灰分、燐その他である。それから、機能の活動を調節するには各種のヴィタミンが必要である。

人間は、白米を食つて居ても、副食物を食つて混食にすれば、人體に必要な各種の營養素を得られる。我々が白米時代に於て無事だつたのは、副食物に助けられた爲めである。副食物の助けが少い人は、齒を病んだり、脚氣になつたり、鳥眼になつたり、セムシになつたりしたのであつた。

戰時下に於ては、食料不足の結果、自然單純食になる。單純食になつても、營養が缺けないやうにしなければならぬ。

それには、先づ、我々の主食物である米に注意しなければならぬ。



我々は、米を玄米の儘にして食へば、これだけで完全に活きて行けるのである。

だが、玄米だと、餘りに味が悪い。それから消化も悪い。

といつて、政府が法令で規定した七分搗きも、賛成が出來ない。七分搗きは白米に近い。せめて半搗き位にすべきであつた。支那事變が大東亞戰に展開した今日となつては、法令を改め、もつと精白度を引下ぐべきである。

とは云へ、米の精白度を法令に規定される如きは、國民の恥辱である。食料に對する科學知識が足りないから、こんな政治を必要とするのである。食料は、小にしては、一身の健康、大にしては國家經濟に影響し、特に戰時に於ては、戰の勝敗にも關する重大事であるから、國民はその知識を豐富にし、一身の健康と一國の經濟を保持すべきである。

從來の味覺主義は、この際、斷然、改めなければならぬ。

## 二

次に注意を要するのは、食物の採取範圍をもつと廣くする事である。

私は、最近、大谷光瑞氏著「隨筆百則」を讀んで、特にその事を感じた。

隨筆百則に、爪哇に料理が發達して居る事を書いて居る。爪哇は各種の草木を料理して食ふ。その範圍が四百數十種に及んで居る。その爲に、人口稠密の爪哇に古來飢饉がないといふのがその結論である。

成程、爪哇は人口稠密である。

爪哇の面積は、十二萬六千方粁に過ぎない。日本に比較すれば本州の半分强、九州と北海道を合せた位の處である。其處に、四千五百萬人の人口がある。一方粁當り三百五十人に上る。日本は百五十人、英吉利は二百人、和蘭二百五十人、白耳義二百七十五人——三割も密度が濃厚である。超人口稠密國である。それであつて、古來、食料不足に陷つた事がないとは驚く。

それを熱帶の爲めと見るのは間違つて居る。

海南島も熱帶である。北緯十八度九分から二十度十分の間にある。熱と光に惠まれて居る事は、爪哇に讓らない。その面積三萬四千方粁、人口二百五十萬人、その一粁當りは七十三人に過ぎない。それであつて食料不足で、住民は痩せ細つて居る。之に比較すると、我が臺灣は綽々たるものである。

臺灣は、海南島と同面積、人口二倍强、密度百四十五人、それであつて多量の蓬萊米を內地に移入して居る。

處が、爪哇は、更に臺灣に優つて居る。面積は臺灣の四倍弱で、人口は九倍、多量の砂糖を輸出して食料の不足を感じないのである。

熱帶國でも、食料に斯うした相違がある。地位の關係でなくて、知識と努力の關係である。

爪哇の食料植物四百數十種の內、日本に共通して居るものが四十數種ある。日本も爪哇流に人工植物と天然植物を利用すれば內地の面積だけで、優に一億の人口を賄ふ事が出來ると、大谷光瑞氏はいつて居る。

成程、さうであらう。

木の芽や野菜の蔓に食へるものが澤山ある。特に營養價に富んだ果物や野菜の皮を捨てるのは惜しい。生でいけなければ能く洗つて煮て食ふ事にしてはどうか。料理研究者は、皮のむき方よりも、皮の利用法を教へるべきである。

魚だつてさうだ。

支那料理は骨まで食はせる。處が日本料理は、頭を切り、はらわたを去り、魚に依つては皮まで捨てる。米の精白以上である。

魚の經濟的調理法を研究すべきである。

## 三

昭和十七年度の財政豫算は二百七十億圓に上つた。二・二六事件の後を受けた馬場藏相は、二十七億圓財政を作り、放漫藏相として斥けられた。

十七年度はその十倍である。物價騰貴もあり、國力增加もあるが、それを割引しても豫算の大膨脹である。

この豫算を消化し、軍事の遂行を圓滑ならしめるには、生產增强と消費節約の外ない。消費節約は、精神力が第一であるが、それに科學的方法が加はらなければ、その遂行は完全に行かない。科學的方法の一として、私は食物の營養選擇を提唱するものである。

刑政第55巻第3号
矯正図書館



# 小河滋次郎博士

（二）

野原達二

四

續いて私は先生の生活態度といふやうなものに付いても若干述べて見ることとしたい。先づ先生は終始一貫努力の人であつた。「監獄學」の例言に述べられてゐる先生の告白はこのことを示すに充分である。即ち『著者が本書の起稿に從事せんと欲するの意思を決したるは決して一朝一夕のことに非ず、拙著日本監獄法講義の緒言に曰く——前略著者此に慨あり微力自ら揣らず、公務の餘暇を以て監獄學と題する一書を編纂せんと欲するの意思を決し稿を起すこと既に數十葉云々——と然り、曾に起稿の意思を決したるのみならず、其の幾分の端緒は今を去る四五年以前に於て既に之れに着手せり、然るに身事動もすれば齟齬し意の如くなる能はず、況んや淺學の身、疎懶の性、研究するに從つて益々深奥及ぶべからざるを感じ、着手するに從つて愈々難澁堪ふべからざるを覺え、到底駑才予が如きもの丶企つべからざる大事業なるを嘆じ、惘然として筆を投じたるもの前後、幾回なるを知らず、偶々恩人清浦奎吾先生歐洲の觀光を終へて歸朝せられ其の寵らし歸る所の獄事關係の新刊書數部を惠贈し併せて大に著者の素志を激勵せらるゝ所あり、退いて先生の厚誼を謝し進んで斯道の前途を懷ひ終に淺學を憚らず、疎懶を矯め奮つて益々此の事業の完成を期するの必要を感じ潛心先づ惠賜の書籍に就て研究を竢らしつゝあるに當り、繆つて實務操縦の現職に轉任（明治二十六年九月神奈川縣典獄に榮轉したるを指す）せしめらるゝに會し幸に理術並び併せて一層大に練修を遂ぐるの便宜を得、研修の結果、聊か自ら得る所あるを信じ此に復た稿を改めて本書の述作に從ふことゝなりぬ、爾來營々或時は夜を徹し或時は病を冒し斯くの如きもの凡そ六閲月、幸に公務に欠くる所なくして終に不完全ながらも本書の成功を見るを得たり」と。先生は餘暇を求めては研學に從事せられたが、就中早朝一二時間は必ず勉強することを日課とせられた。斯くして先生は四十五歳の若さを以て法學博士の學位を獲得せられたが、論文を提出されたのは更に四五年遡つて四十一二歳の頃であつた。固より先生の天禀の然らしむる所ではあるが、然し公務の餘暇を以て研究されたのであるから、餘程勤勉力行の人でなければ出來なかつたことであらう。

先生は唯自己の學問研究に熱心であつたばかりでなく、官吏としての職務に付いても極めて忠實であつた。曾て警保局監獄課長から神奈川縣典獄に轉ぜられた時、彼の「監獄學」の執筆に從事せられて居たのであつたが、それでも役所の仕事については少くとも毎週一回は必ず夜間監内の巡視をなし、部下の勤怠や收容者の動靜など視察を缺かされたことは無かつた。又監獄事務官として各所巡閲の際は在監者の身分帳簿を



數冊取出して當該受刑者の健康狀態、行狀、精神上の變化、作業能力、教育、衞生、運動、領置品の種類、作業賞與金の使途等一々仔細に個別處遇の徹底如何を調べられた。監房の鴨居や障子等を指先で撫て見て清潔方法や衞生狀態の程度を檢査せられたことは嘗て獨逸より招聘のゼーバッハをまねられたといふが、然し別に小言を言ふでもなく、先生の巡閲は親切寛大で多分に教訓的であつた。

先生が斯學の研究に志された動機に付いては「監獄學」の序に穗積博士は次の如く述べられ、「講學ノ餘暇君時々來リテ敝廬ヲ訪ヒ質スニ學事ヲ以テス余一日談餘君ニ謂テ曰ク監獄ノ事タル社會風教ノ淑慝ノ關ル所國帑歲費ノ增減ノ係ル所實ニ國家至重ノ制ニシテ當路者ノ當サニ深ク心ヲ用ヒサルヘカラサル所ノモノタリ故ニ歐洲諸邦ノ如キハ之ヲ講スルモノ嚴然トシテ別ニ一科專門ノ學ヲナシ以テ審カニ其利害關係ヲ討尋スルニ在テハ一ニ之ヲ忽諸ニ付シ未タ學理上ニ就ヒテ之ヲ稽査スルモノアラズ誠ニ缺典ト謂ツヘシ君豈率先之ヲ補フニ意ナキカト君頗ル余ノ言ヲ然トシ是ヨリ而後心ヲ斯學ニ留メ沈潛研磨矻々トシテ倦マス大ニ造詣スル所アリ」とある樣に、直接には恩師たる同博士の勸めに因ることではあるが、然し飜つて當時の社會情勢を顧るに「甚しい哉此學の尚ほ未だ我國に明らかならざるや、世の法曹を以て任じ先覺を以て許す所の者にして尚ほ且つ之を等閑に付し或は之を以て刑法俚諺の一部、而かも娯樂的好奇心を充たすの瑣事と見做し甚しきは則ち庸人俗吏の主務に一任すべき閑事業なりと思料するもの比々殆んど皆是れならざるはなし、況んや夫の滔々たる衆愚に於てをや」と先生自身慨歎して居られるやうな時代に監獄學の研究に志すと言ふことは唯一片の恩師の勸誘だけでは出來ることではない。而も其の研究に依つては世俗的な立身出世はおろか金儲けも覺束なかつたであらう。必ずや、ヘーゲルが言ふやうに「眞理性への勇氣、理性への信念、自己への信賴と信念」の眞の保持者でなければ出來なかつたことである。

又清浦奎吾氏が前揭の「監獄學」の序に於て語を續け「往年余伯林府ニ遊フモアビート監獄長クローネ氏ト屢獄制ヲ談ス氏ハ監獄學者及監獄事務家トシテ特ニ李漏生國ニ顯著ナルノミナラス歐洲ノ司獄社會ニ令聞アリ其著ハス所ノ監獄論ハ光輝アル鴻著ニシテ爲メニ伯林大學名譽博士ノ稱號ヲ享クルニ至レリ令名ノ顯著ナル斯ノ如シ而シテ其官職ヲ問ヘハ渺乎タル一監獄長ニシテ高等官ノ末班ニ列スルニ過キス然レトモ氏ハ斯道ノ爲メニ盡スコトヲ樂シミテ敢テ他ノ名譽ノ府利益ノ地ヲ顧ミサル者也岳洋ノ位置及志行頗ルクローネ氏ニ類シ而モ此著亦クローネ氏ノ監獄論ニ似タリ……余ハ岳洋ニ望ムニ監獄專門家トシテ我國ノクローネ氏タランコトヲ以テスルモノナリ」と述べられてゐるが事實、先生自身も我國に於けるクローネを以て任じてゐられたものであらう。

まことに先生の學識才幹を以てして遂に官吏としては局長の榮職にも勅任の位置にも進まれることはなかつた。序でに、其等の事情を述べて見れば、それは當時の文官任用令の規定に依ることであつて、同令第一條第一號は勅任文官任用資格を規定し「奏任文官（特別ノ規程ニ依リ任用セラレタル者及敎官技術官ヲ除ク）ノ職ニ在ル者及在リタル者ニシテ高等官三等ノ文官ノ職ニ在ル者及在リタル者」となし、而して監獄事務官は明治三十年七月勅令第二五五號に依り任用せられたる、所謂玆に「特別ノ規程ニ依リ任用セラレタル者」に該當した結果に外ならない。此の一片の規定に阻まれて先生は最後迄特別任用の奏任官に止まられた。其のことは當時先生を知る者の何れもが同情を寄せてゐた所であつて、先生にとつても淋しいことには違ひなかつたが、然し其の爲に先生の學問や仕事に對する信念には些の動搖も見られなかつた。官を辭してからさへも自費を以て萬國會議に出席せられた程である。私は思ふ、世の中に個人の自由にならぬもの、恣意や金力や暴力やそして權力を以てしても如何ともすることの出來ないものが存在するといふことは我々を勇氣付けるに充分であるが當時先生の心情も恐らく此の樣なものではなかつたらうか。立身出世の爲にこそ如何なる犧牲をも厭はぬ者の多い世の中に事柄自體をめざす先生の行方については我々刑務官にとり深く考へさせ

刑政第55巻第3号
矯正図書館



られるものがある。正木現行刑局長が常々私共に論して「刑務官たるものは天爵を以て甘んじ、人爵を望んではならない」と言つて居られるが、先生は正しく天爵に生きた人でもあつたらうか。

又先生は東京帝國大學に於て監獄學の講義を擔當せられたが、それは資格に於ては講師といふものでさへなく單に「監獄學ノ授業ヲ囑託ス」と言ふ形式に過ぎなかつた。先生自身も「監獄行刑の理術は刑法民法等と同じく法學系統に屬する專門的一科學として研究するの價値及び必要あるものなることは獨り著者の私言なるのみならず泰西文明の諸國は大概ね既に取つて之を實行し法科大學中特に之が爲めに一の講座を設けあるもの亦尠からず」と言つてゐられる程であるから、物足らず思はれたことであらうが、然し其の講義の態度は極めて眞摯なるものであつて、時々學生を引率し監獄の實際を參觀せしめ、學理と實際との兩方面より之が指導に當られた。

後年先生は官を辭して大阪府に於て社會事業の局に當られる樣になり方面委員制度を創始せられたのであつたが、それに就いては先生は次の樣に言つて居られる。「方面制度は法規的成立の基礎を有するものでもなければ、中央官廳とか國費負擔とかいつたやうな權力的背景を持つところのものでもない。從つて方面委員の如きも、全く丸腰の身で獨去獨來するにひとしく、世間には其の名を知つて其の何者なるかを詳にして居る者は幾何もない。名はあつても實は一種無名の公職たるに過ぎぬが故に、方面委員として如何に社會公共の爲めに不斷の不休不眠の努力を爲したところで、一般世人の眼にはその內容の幾千分の一すらも映つて居らぬ。其の仕事は全く懸値なしの捨石的犧牲であり緣の下の力持と相擇ぶところがない。しかしながら、この捨石的犧牲であり、緣の下の力持であるところに純眞なる方面委員の面目が存し、他の政治的經濟的及び社會的各種の官公職の遽く及ばざる卓越したる價値が發揮し得られるわけである」と。大學に於ては講師の待遇すら與へられることなく、然も我が國刑法學の最も力の弱い方面に對して重要なる寄與を爲し、官に在つては單なる監獄事務官として直接表面に立つこともなく、然も我が國行政の最も力弱き方面の改善に偉大なる貢獻を致された先生こそは貴ふべき「緣の下の力持」としての方面委員そのものではなかつたらうか。

## 五

以上我々は先生の經歷や人格に付てその一班を知り得たのであるが更に少しく業績に付ても知るところがなくてはならぬ。

先生の業績は明治時代に我が國行刑が遂げたる發展と相表裏する關係にあると思ふ。固よりその發展は先生一人の功績に歸せらるべきではないが、然しそれが爲に當時我が國行刑の指導的立場にあられた先生の名を沒却するとは甚しき忘恩の沙汰といはねばならぬ。

先生の業績は概して言へば有形的のものより無形的のものに多い。それは先生の情熱に富んだ學者肌の性格に由來すると共に、一面先生を育んだ時代の事情にも因ることである。從つて先づ、先生の第一の功績は何と言つても、その啓蒙思想家的役割であらう。先生が最初に官界に入られ內務屬となられたのは先にも述べた如く明治十九年のことである。明治政府が盛に經綸を行ひ舊來の陋習を打破して庶政革新を斷行し、刑政の事も亦文明諸國の制度に倣つて大いに改善の實を擧げんとした時代のことであつた。然し峻烈で苛酷を極めた舊幕時代の刑罰思想が、一朝にして近代的な改善主義や教育主義に移行すべくもなかつたし、又その應報思想が禍して司獄にその人を得ることの困難であつた當時の事情の下に於ては輿論の啓蒙や人材の養成が當面の問題となつたことは蓋し想像に難くないことである。こゝに先生は豐富なる內外の學識と優れたる卓見とを以て筆に口に機會ある毎に朝野の啓發に努められたのであつて、謂はゞ先生は我が國刑政の先覺者であり、一大警鐘家でもあつた譯である。先生が內務省に於て監獄課長であつた頃、地方長官會議の席上一屬官の身を以て（今日から考へると甚だしく、奇異に感ぜられることではあるが當時監獄課長の地位は一判



任官に過ぎなかつた）。洽々三時間にも亘り監獄改良論を試み、その際ジョンハワードの例を引用し、彼が歐洲諸國を歷訪して監獄改良の運動に從事するや、先づ王侯貴族より說得したることを自己の立場に擬へ、瀟著を傾けて監獄改良の必要を力說し列席の地方長官に對して多大の感銘を與へたといふことである。先生の面目が躍如としてゐる。斯くして先生は我が國のクローネたると同時にジョンハワードでもあられたのである。又先生は司法省に轉ぜられてからは、監獄協會の爲に非常な力を致されたが、刑政の前身たる監獄協會雜誌には殆んど每號健達の筆を以て行刑に關する論說や感想を揭げて後進を指導せられたし、茶話會の席上では每回討論會を催して行刑に關する各種の問題例へば「死刑廢止の可否」とか「在監者に食物購求を許す制度の利弊」とかいふものを提出して同樣、後進の薰陶に盡された。

講師や官吏として殘された功績も右の場合に劣るものではない、明治二十一二年の頃政府は監獄官練習所を開設し、獨乙よりフォン・ゼーバッハを招聘して刑務官吏の養成に當らしめたが、ゼーバッハは非凡の精力と熱心とを以て練習生を薰育し、或は實地に各地の監獄を視察して改善の意見を提出し、又或は刑餘者の保護制度の樹立を建白する等貢獻する所が多かつたが白面の一書生に過ぎなかつた先生はその通譯の任に當りゼーバッハと共に遺された功績は大きい。監獄官練習所は其後何かの事情で一二回を以て中斷されたが、三十二年八月には改めて警察監獄學校が開設せられ、獨逸からはクルーゼン博士が招聘せられた。こゝでも先生は講師として監獄學の一部と實務練習の一科を擔當せられ、例の如く情熱的な講義が續けられたことであつた。

先生の在官中に於ける功績は先づ明治三十三年の條約改正を控へて、條約實施委員や法典調査委員としての事業であらう。三十二年刑事訴訟法の一部改正と共に監獄則の一部が改正せられ又條約實施に備へて外國人處遇標準の制定があり、更に三十三年七月には監獄局が內務省から司法省の主管に移り、同年十月には監獄費が地方費支辨から國庫支辨に組替へられ、續いて三十六年には監獄官制が制定せられて監獄が從來の中間監督機關たりし府縣知事の手を離れて司法省直轄となり更に三十九年頃からは謂所分類拘禁の制度が試みられ、小田原、川越、洲本、岩國等少年の爲の特設監獄や、懲治監が設けられる等、此の十年間には我國行刑制度の上に多くの變遷があつたが、その間の先生の功績には最も顯著なるものがあつた。先生が行刑を去られてから實施された現行監獄法も實に先生の手に依り起草されたものであつた。

最後に感化制度や方面制度等先生が社會事業方面に遺された業績に至つては、不朽の名聲を末永く傳へることであらう。

## 六

先生の學者としての立場を詳細に述べることは本稿の目的でもないので、玆ではたゞ、牧野英一博士の追悼文の一節を揭げ、併て、先生の著書を列記して筆を擱くことゝしたい。

牧野博士曰く「わたくしは、明治三十三年に、東京の法科大學に於て、博士の監獄學の講義を聽いた。その講義には、刑法の理論に關するものが多く、また、從つて、刑法乃至刑法の草案に關する批評が豐富であつたのである。わたくしが『事實主義人格主義』といふ語を耳にしたのは、まさに、その講義に於てであつたのである。——わたくしは、この意味に於て、わが邦に於ける主觀的理論の先驅者たる博士の地位を特に高唱せねばならぬ。」又曰く「博士の造語たる事實主義人格主義といふ語は、語としては絕對主義相對主義といふのと相距ること遠いものではあるまい。しかし少くとも、わたくしは、その新造語の爲めに甚だしく動かされたのであつた。刑法の理論的體系の礎石がそこに求められねばならぬと考へたのであつた。——わたくし自身は、その新造語の爲めに動かされたこと

刑政第55巻第3号
矯正図書館



と考へて居る。その造語の新しいことに因つて、そこに新しい思想上の或るものを把持し得たものゝやうに思つてゐる。しかし、今にして考へると、博士の當時の講義は、頗る熱情的のものであつた。冷靜な理論的の權威を重ねて行くといふよりは、むしろ、傳統と因襲を燒き盡さねばならぬとの熱烈な態度の著しいものであつた。その熱情的な博士の態度から人格主義の洗禮を受けたのであるかも知れない」と。

先生の行刑學者としての立場は、始めにフオン・ゼーバッハの、後にはクローネの影響を最も多く受けられ、エルマイラ感化制の影響も見逃し難いところである。從つて先生の行刑上の立場は、感化主義と個別處遇を基本とする人格刑主義といふことに歸着する。

先生の生涯に於ける著作は實に尨大なる量に達してゐる。今玆に行刑學に關する主なるものを列擧すれば、初期のものに「ベーネ監獄管理法」「獄務提要」「監獄建築論」等があり、明治二十七年に「監獄學」を、公にせられたことは上述した。一千頁に餘る大部のもので刑務官吏の啓蒙の爲に執筆されたものである。三十三年に「獄制沿革史」を、三十四年に「獄事談」、これは第一回歐洲視察の思出の著述たることも先に述べた。三十五年には「刑法改正の二大眼目」、之は死刑廢止論と執行猶豫論とを說いたものである。又同年に「監獄作業論」を、三十六年には「未成年犯罪者に對する刑事制度の改正に就て」、之は先生の博士論文である。三十七八年頃に、隨筆「根なし草」、及び論文「笞刑論」、三十八年に「丁未課筆」、日記體に書れた隨筆風のもの、三十九年に「不定期論」、四十四年に「監獄夢物語」、四十五年には「監獄法講義」等の著述がある。社會問題に關するものも相當の數に上つてゐると思はれるが、此處には、明治四十五年の「社會問題、救恤十訓」と大正十三年の「社會制度と方面委員制度」の二者を擧げるに止める。

## 七

私は本稿を終る頃、偶公務の爲め出張を命ぜられ、途中先生の故郷長野縣上田の地を訪れる機會に惠まれた。信州路に入つて、一天雲なき紺碧の空には、淺間の靈峰が情熱の煙を吹き、淺間嵐の高原地帶は、殺風景でもあるが、千曲川の水音はむしろ懷愴のひゞきを漂はしてゐた。身を切るやうな千曲の寒流が、そして天空に火を吹く淺間の煙が、透徹な頭腦と何物も燒きつくさずには置かぬ先生の情熱を思はせて、私には感慨深いものがあつた。私は先づ上田市に老後を養つてゐられる先生の實兄、金子鈞氏を訪ねて、色々話を伺ふことが出來た。八十を幾つか越したといふのに、この白髮の老人は、今尙矍鑠たるものがある。以前醫師たつただけに、どこか上品で犯し難い所があり、そのまなざしには、在りし日の先生の俤が偲ばれる。私は今この信州の高原に來て、翁の話を聽き、つく〴〵先生の業績の偉大だつたことを痛感した。

紀元二千六百年の記念事業として、昭和十五年五月二十五日、先生の胸像が、縣社會課の人達が中心となつて、市公會堂の廣場に建設せられた。私は教へられたまゝに、舊城趾の公園に至り、台石の前面に「小河滋次郎博士」と能筆に刻まれてある、先生の銅像を訪ねた。溢るゝ溫顏にけ高い氣品を具へた先生の風貌に接し、私は何か無言の啓示を受けた。

先生の著書は全部一括して、現在大阪市の日本生命濟生會に、「小河文庫」として保存されてある由も知り得た。上田圖書館に寄贈されたのは一部分に過ぎない。私は圖書館に、親しく先生の遺稿を拜見した。新聞記事を丹念にスクラップした多くの資料や、「建築關係」「萬國會議視察關係」「支那關係」「典獄會議關係」等、大束の資料もあり、就中、毛筆を以て記された、先生直筆の、現行監獄法草案が、特に目を惹いた。

斯くして先生が殘された精神的遺產は、こゝ上田市圖書館に藏められた多くの著書と共に、今も尙燦然として光輝いてゐるのであつた。

（前號四十五頁二段七行目明治三十五年は三年の誤に付訂正す。）



# 少年受刑者の錬成（一）

## ——少年行刑錬成規程釋義——

寺光忠

### 序說

明治十四年の改定監獄則に懲治人に對する授教の規定があり（第九四條）、明治二十二年監獄則には懲治人及び十六歲未滿の囚人に對する教育の規定があつた（第三一條）。これを承けて、現行監獄法はその第三十條（及び同施行規則第八五條）において十八歲未滿の受刑者等の教育に關する規定を置いてゐる。しかるに、少年受刑者に對する教育の制が形式的にも實質的にも漸く完備するに至つたのは昭和八年九月少年行刑教育令の制定以後であるとしなければならない。少年受刑者に對する教化一般の伸展については、基調として、すでに大正十二年、少年法の施行を見たことが注目せられねばならぬのであるが、その教育の整備の具體化せられるについては少年行刑教育令の出現の日を待たねばならなかつたのである。

少年行刑教育令はそれによつて『少年受刑者の教育の統一』(一)を圖ると共に、『少年教育の革新をも敢て試み』(二)るの意圖の下に成つたものであり、その教育の大體において小學校令の趣旨に則りつつ（第四條）、しかしむしろ行刑教育に特殊なる特性が强調せられたのである。(三)從つて、例へば實力養成を主眼とする編入及び進級の制が採られると共に（第一一條、第二六條）、修業年限は短縮せられ（第六條乃至第八條）、又そこに特殊教科書編纂の要請が生まれ、或ひはまた實科なるものが設けられて（第五條）その運用につき實施上困難なる問題を殘しもしたのであつた。

しかるに此の少年行刑教育令（舊教育令）は、偉大なる足跡をわが少年行刑史上に遺して、昨昭和十六年十月を以て廢止せられ、同時に新らたなる少年行刑教育令（新教育令）が制定せられることになつた。

新教育令（昭和一六年九月二七日行甲第一六一八號ノ一訓令）の舊教育令と異る主なる點は、その條文が三十條から十八條に減じたばかりではない。その教育は同年四月施行せられたる國民學校令（昭和一六年三月一日勅令第一四八號）に則ることとなり、實科の制は廢せられ、從つてまた行刑教育の特殊性なるものに由る教育の「歪曲」を少年刑務所長の恣意に任ずること舊教育令ほどに著しくはなくなつてゐるのであり、新教育令はむしろ嚴にその教育の內容において國民學校的教育であることを要求する。而して、舊教育令の對象が少年受刑者の全部に亙つてゐたのに對し、これは僅かに今日少年受刑者總數の二割未滿を對象とすることに大きな一特質がある。(四)

さらに、新教育令が舊教育令と異る特質の最も大きなものは、舊令が小學校卒業の實力を養成するのみであるのに對し新令は結果において國民學校卒業の資格を與へることになるといふ點である。(五)

此の舊教育令から新教育令への變遷は、同じ昭和十六年十月に新らたに施行せられたる少年行刑錬成規程と同時に之に伴つてなされたものであつた。

少年受刑者の教育は、少年行刑教育令と少年行刑錬成規程との二本建によつて實施せられることになつたのである。

少年行刑錬成規程（昭和一六年九月一〇日行甲第一四八六號ノ一訓令）は、少年行刑の特殊性を考慮しつつも（第一一條）、むしろ嚴に、根本的に、青年學校令に則る教育を要請するのである。この教育に關する限り、惟ふに、行刑的なる恣意を許される餘地は殆んど無いといつても過言ではないとしなければなるまい。このことは、本錬成規程による教育が青年學校教育と全く同一の「資格」を賦與せられることになつてゐる所(六)からしても見易い理である。青年學校令を基準とし青年學校令の教育方法(七)が、少くとも一應はそのままに、採用せられねばならぬのである。

教育といふ言葉に代へて特に錬成なる語が用ひられてゐるのはその教育の內容がむしろ錬成といふにこそふさはしいからである。(八)「青年行刑教育令」と稱せられても敢へて不可ではない。

少年行刑錬成規程は全文二十一條、五章及び附則から成つてゐる。以下、許された紙數の制限の下に、從つて極めて簡單に逐條その釋義を試みたい。

なほ、廣義の『少年受刑者の錬成』

刑政第55巻第3号
矯正図書館



は單にこの少年行刑練成規程或は少年行刑教育令の運用によつてのみ十全に達成せられるものではない。少年行刑における教化面は、練成規程や教育令を中心としつつもそれらを超えて、遙かにひろいのである。少年行刑はその行刑全體が「純粹教化」でなければならぬ。

**第一條**

少年受刑者（準少年受刑者ヲ含ム以下同ジ）ノ教育ハ特ニ規定アルモノヲ除クノ外本規程ニ依ル

本條に「少年受刑者」とは少年法の適用を受けたる受刑者の謂であり、「準少年受刑者」とは大正十一年六月行甲第九三二號ノ一訓令に依る者である。(九)滿二十三歲に至るまで繼續拘禁することが出來る。青年學校令（第一二條）の「滿十九歲ニ至ル迄ノ男子」とは限らないのである。(一〇)

「特ニ規定アルモノ」とは今日ではただ少年行刑教育令の一つであるとしていい。監獄法第三十條及び同施行規則第八十五條があるの他、受刑者教練規程（昭和三年四月行甲第五六五號訓令）は廢止せられた（昭和一七年一月二九日行甲第一三二號ノ一訓令及び行甲第一三二號ノ二依命通牒）。

本規程は昭和十六年十月一日より、教育令に依らざる少年受刑者及び準少年受刑者のすべてに對して適用せられることになつたのであるが、しかし實は、現在、本規程による教育は、小田原・川越・姫路・岡崎・岩國・久留米・盛岡・帶廣の八少年刑務所にある受刑者に對してのみ行はれてゐる、といつていいであらう。この八少年刑務所に限つて第三條の青年練成所が置かれてゐるからである。しかしながら、其他の刑務所にある男女少年受刑者（及び若干の該當「成年」受刑者）に對してもまた可及的本規程が準用せられねばならない。（昭和一六年九月行甲第一四八七號依命通牒「少年行刑練成規程ノ運用ニ關スル件」）。

**第二條**

本規程ノ教育ハ青年學校令ニ則リ少年受刑者ニ對シ其ノ心身ヲ鍛錬シ德性ヲ涵養シ日本臣民トシテ必須ナル資質ヲ練成スルヲ目的トス

青年學校は、從前、小學校卒業後正規の中等學校に入學せざる男女大衆青年に對する教育機關としてあつた實業補習學校と青年訓練所との兩者を昭和十年四月一日廢止し、その特質を採り入れて新設せられたものであり、現行青年學校令は昭和十年勅令第四十一號を昭和十四年勅令第二百五十四號及び昭和十六年勅令第百五十五號を以て改正せられたものである。八章四十條より成る。第五章「設置」、第六章「費用負擔及授業料」、第七章「管理及監督」及び第八章「補則」はわれわれに無緣であり、これらを除けば少年行刑練成規程に關係の法條は僅々十九條になるのであるが、別に青年學校令施行規則（昭和一四年四月文部省令第二四號）がある。

青年學校令の昭和十四年の改正により男子大衆青年に對し青年學校就學が義務とせられることになつた。卽ち、年齡滿十二歲（昭和十九年四月一日よりは滿十四歲）を超え滿十九歲に至る迄の男子には原則として青年學校の義務課程を履修せしめる。そのことが其の保護者の義務となつたのである（第一二條、第一三條及び第一七條。(一一)「國民學校ニ就學セシムベキ者又ハ現ニ國民學校ニ在學スル者」、中等學校に在學し又は同第四學年を修了したる者及び女子(一二)は此の義務制から除かれる。

青年學校教育が義務制となつた理由につき當局は次のやうに述べてゐる、『抑々青年學校教育ヲ義務トシ實務ニ從事スル男女青年ニ對シテ普ク教育ノ機會ヲ與ヘ以テ國家有爲ノ人材ヲ育成スルハ我ガ國連ノ進展ヲ期スル所以ニシテ多年懸案トセラレタル所ナリ而シテ今ヤ東亞竝ニ世界ニ於ケル我ガ國ノ地位ト使命トハ愈々重キヲ加ヘ我ガ國青年ノ思想精神ヲ確立シ智能體力ヲ向上シ以テ國民精神ノ振作達業ノ進展地方ノ更生ニ寄與スルト共ニ國防力ノ根基ニ培フハ洵ニ喫緊ノ要務ナリ是レ玆ニ取敢ヘズ男子青年ニ對シ青年學校教育義務制ヲ實施セラレタル所以ナリ（昭和一四年六月文部省訓令第一九號「青年學校令改正及同施行規則制定ノ要旨竝ニ施行上ノ注意事項」前文）』と。この日以後、少年受刑者にして右に該當のものに對しては、少年行刑教育令をではなくして、青年學校的教育を施すべき保護者的義務が生まれてゐたのであり(一三)、かくて、少年行刑練成規程の誕生が必至となつたのである。

本條は少年受刑者練成の目的をうたつたものであり、青年學校令第一條『青年學校ハ男女青年ニ對シ其ノ心身ヲ鍛錬シ德性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス』に呼應するものであるが、但本條には心身の鍛錬と德性の涵養と、のみを擧げて青年學校令の「職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ」る旨を省いてゐるが、これを省いたことに別段の他意があるわけではないと解する。

本條に「日本臣民トシテ必須ナル資



質ヲ練成スルヲ目的トス」との立言は青年學校令に「國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス」とあるよりも、語として力強く・新らしく、その內容においてまた能動的・積極的なるものを期待するのである。昭和十年においては『健全ナル國民善良ナル公民タルノ素地ノ育成（昭和一〇年四月文部省訓令第二號「青年學校令及青年學校規程制定ノ要旨竝ニ施行上ノ注意事項」一）』を目的とした青年學校が、昭和十四年には『國體ノ本義ニ基キ國家有爲ノ青年ヲ練成（前揭昭和一四年文訓第一九號一）』するを目的とするに至り、それが、昭和十六年のわが練成規程においては『日本臣民トシテ必須ナル資質ノ練成』を目的とするまでに至つたわけである。

「青年學校令ニ則リ」とはその教育の根本義において青年學校教育の軌道を脫することなく、その教授及訓練の實施に當つて「青年學校教授及訓練科目要旨（昭和一〇年八月文部省訓令第一九號）」に準據する謂である。

新就學者に對しては本教育の趣旨をとくと說示し生徒たる本分の遂行を誓約せしむべきである。

**第三條**

本規程ノ教育ヲ行フ爲青年練成所ヲ置ク

少年刑務所は青年學校ではあり得ない。しかしながら少年刑務所において「青年學校ノ課程ト同等以上ト認ムル課程」を就學者に履修せしむることは出來るのみならず、履修せしめねばならぬ。少年刑務所は、青年學校令第十五條及び同施行規則第三十二條第一號の規定により、かかるものとして、文部大臣の課程指定を受ける「青年學校以外ノ施設」とならねばならぬ。

しかるにかかる課程認定は、それが公けのものでありその課程が世の青年學校に相通ずることとなるだけに、「少年刑務所」名によることを不都合とする理由が多い。多言を要しないとろである。かくて、少年刑務所と稱する以外の適當なる名稱が許されねばならないことになつたのであるが、しかし青年學校と稱することは出來ない（青年學校令第四〇條）。本條に謂ふところの「青年練成所」の名はかかる理由によつて生れたのである。而して八王子を除く各少年刑務所はそれぞれその青年練成所にうつくしい固有の名を冠したことである（昭和一六年九月行甲第一四八九號依命通牒「青年練成所ノ名稱ニ關スル件」）。それぞれの所在地に因んで、小田原は報德、川越は初雁、姫路は錦陵、岡崎は康生、岩國は周東、久留米は千歲、盛岡は巖鷲、帶廣は鐵南と命名した。

この八青年練成所は本規程施行の直後十月四日早くも文部省告示第八百二號を以て青年學校課程の認定を獲たのであつた「昭和一六年一〇月六日行甲第一六五七號「青年練成所ノ課程認定ニ關スル件」）。これによつて青年練成所における教育課程の履修は、その履修の限度において青年學校就學義務の履行となることになつたのである。(一四)

青年練成所なる名稱は「本規程ノ教育ヲ行フ爲」にのみ之を使用し得る。(一五)

青年練成所長には少年刑務所長が充てられてゐる（昭和一六年九月三〇日行甲第一六〇四號）。

しかしながら、青年練成所に關しては官制上の問題として若干の疑義があり得るであらう。青年練成所は少くとも、本練成規程の構成にみて、少年刑務所そのものではなく又少年刑務所內に獨立の一施設でもない。(一六)それは、むしろ、少年刑務所內の一分課と解するを妥當とするであらう。青年練成所なる標札の所在には關はらない。

**第四條**

教授及訓練期間ハ普通科二年、本科五年トス

別ニ研究科ヲ置キ其ノ教授及訓練期間ハ一年以上トス

本條以下第二章は課程に關する規定である。「課程」とは青年練成所の教育內容のことであり、具體的には教育の期間とその實質的內容を意味する。

青年練成所には普通科、本科及び研究科を置き、專修科（青年學校令第六條）を置かない。その必要を認めないのである。

「教授及訓練期間」とは國民學校令（第三條）或ひは少年行刑教育令（第二條）に所謂「修業年限」である。その期間を普通科二年、本科五年、研究科一年以上(一七)とするのは青年學校令（第三條）と同一である。期間（年限）の短縮がなされてゐない點において教育令と異る。

昭和二十年四月一日よりは、青年學校令及び國民學校令の改正に伴ひ當然に、本條中「普通科二年、」が削られる。本科五年、研究科一年以上となるのである。

**第五條**

學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

本條は青年學校令施行規則第十二條と同一である。教育令第三條はこれと異る。

青年學校の入學期及び中途編入期（「轉學」期ではない）は四月である

刑政第55巻第3号
矯正図書館



が（青年學校令施行規則第一七條）、青年錬成所の實際においてはそれがむしろ例外的である。

なほ、教授及訓練は原則としてこれを晝間において行ふべく（同施行規則第一三條）(一八)、また、免業日或ひは日曜日には教授及訓練を休止するが、本規程においては舊教育令第二十三條中『刑務所長ニ於テ特ニ必要アリト認メタル場合之ヲ休止スルコトヲ得』の如き規定を特に削つて作業等を事由とする教授及訓練の休止を抑へてゐる。かかる場合にはその都度認可申請を要することになつたのである（前揭昭和一六年行甲第一四八七號二イ）。

**第六條**

普通科ノ教授及訓練科目ハ修身及公民科、普通學科、職業科竝ニ體操科トス

本科ノ教授及訓練科目ハ修身及公民科、普通學科、職業科竝ニ教練科トス

研究科ノ教授及訓練科目ハ本科ニ同ジ

「教授及訓練科目」とは通常一般の學校において學科目と稱するものに相當する。

本條中普通科及び本科の教授及訓練科目は青年學校令（第五條第一項、第二項）のそれと全く同一であるが、研究科については青年學校令（第五條第二項）と異り、『本科ニ同ジ』としてゐる。

科目が一般の學校の學科目の如く細分せられてゐないのは青年學校教育の特質に鑑み短時間を以て綜合的に之を取扱ふことを適當とするからである。

各科目の内容については擔任教育職員において「青年學校教授及訓練科目要旨」の緻密なる研究を遂げるべきである。所定以外の科目を任意に設定することを得ない。

本條第一項普通科に關する規定は昭和二十年四月一日以降これを削る。

**第七條**

各學年ニ於ケル各教授及訓練科目ノ教授及訓練ノ時數ハ普通科ニ在リテハ第一表、本科ニ在リテハ第二表ノ時數以上トス

第一表

| 教授及訓練科目＼學年 | 第一學年 | 第二學年 |
|---|---|---|
| 修身及公民科 | 六〇 | 六〇 |
| 普通學科 | 九〇 | 九〇 |
| 職業科 | 六〇 | 六〇 |
| 體操科 | 四〇 | 四〇 |
| 合計 | 三五〇 | 三五〇 |

第二表

| 教授及訓練科目＼學年 | 第一學年 | 第二學年 | 第三學年 | 第四學年 | 第五學年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 修身及公民科 | 六〇 | 六〇 | 六〇 | 六〇 | 六〇 |
| 普通學科 | 五〇 | 五〇 | | | |
| 職業科 | 七〇 | 七〇 | 九〇 | 九〇 | 九〇 |
| 教練科 | 七〇 | 七〇 | 八〇 | 八〇 | 八〇 |
| 合計 | 二五〇 | 二五〇 | 二三〇 | 二三〇 | 二三〇 |

研究科ノ教授及訓練科目ノ時數ハ本科第五學年ノ時數ニ準ズルモノトス

青年學校令に於ける教授及訓練の時數は第四條に定められ、同施行規則において右時數の科目別配當が爲されてゐるのであるが（第一條）、本條は、それに從ひつつ、それに比し修身及公民科の時數を各科各學年共四十時宛增加し又本科第三學年以上において教練科の時數を各學年十時宛增加すると共に、研究科の時數を本科第五學年の時數に準ぜしめてゐる。

本條所定のこの時數以上の課程が青年錬成所の義務課程として認定せられたのである。卽ちわれわれの青年錬成所の義務課程は青年學校令所定の義務時數にては足らないことになつてゐるのである。(一九)しかも本規程の運用に當つては右の義務時數を以て單に最低時數を示したるにとどまるものとせられ、本條所定の義務時數を遙かに超えて毎週十二時間（修身及公民科二時間・普通學科五時間・職業科二時間・體操科又は教練科三時間）の教授及訓練を少年刑務所長に必須とせられたのである（『必須時數』）(二〇)。これは、舊教育令第十六條（毎週普通科一八時間、實科一二時間）又は新教育令第九條（毎週初等科高等科共一二時間）に比し教育の低下を來すの弊を避けると共に、一般青年に比し格段に教授及訓練の徹底を期するの必要を認められたものである。

必須時數と義務時數との關係については青年學校令施行規則第四十五條が參照せられねばならない。

普通科においては體操科の一部を以て教練に充つることを得るものと解する。(二一)また教練科の教授及訓練は一日に付四時間を超えて爲したる場合においても生徒の修得時數は四時間と看做される（昭和一四年六月發社第二一〇號「改正青年學校令ノ施行ニ關スル件」五(三)）。

教授及訓練の時數は當然に作業時間に通算せられる（監獄法施行規則第五八條第三項）。



なほ本條の義務時數從つてまたその必須時數は青年學校義務就學に該當の少年受刑者に對してのみならず、青年學校義務就學の年齡（滿十九歲）を超えて●各科の●少年受刑者（又は準少年受刑者）に適用せられる。これによつて以て少年行刑教化の完璧をも期待するのである。

本條についてもその普通科に關する規定は昭和二十年四月一日より廢止せられる。

(一)岡五朗氏「少年行刑教育令釋義」（昭和九年「最新行刑令釋義」所收、第二〇六頁）。

(二)鹽野季彥氏前揭「最新行刑令釋義」序第五頁。

(三)この點につき、岡氏前揭「釋義」第二一七頁、第二一九頁參照。

(四)この點拙稿「少年行刑の基調と當面の諸問題」（刑政第五四卷第九號第二三頁註四一）參照。その數はさらに減少の一途を辿る筈である。なほこの數字については後段第八條の解說參照。

(五)この點なほ後段第八條の解說參照。

(六)この點なほ後段第三條の解說參照。

(七)後段第十一條の解說特に註（二七）參照。

その青年學校教育そのものの細微について本稿においてこれを論ずることは必ずしも適當としないであらう。

(八)この點なほ後段第二條の解說參照。

(九)準少年受刑者に關しては拙稿前揭「少年行刑の基調」（刑政第五四卷第九號第一七頁）參照。

(一〇)この點なほ後段第七條及び第八條の解說參照。

(二)青年學校數は昭和十五年度の統計において公私立併せて一八、九〇八、その生徒數は女子及び專修科生徒を併せて二、九六一、五六六人、義務教育就學者の就學率は八五●三%となつてゐる（文部省社會教育局「青年學校●青年學校教員養成所ニ關スル調査」昭和十五年年度に據る）。

(三)『國民活動ノ源泉ニ培ヒ國家ノ進展ヲ圖ル爲ニハ男子ト竝ビテ女子ノ教育ノ振興ヲ必要トスルハ言ヲ俟タズ從テ女子ニ就キテモ青年學校教育ヲ義務ト爲スハ最モ望マシキ所ナルモ現下我ガ國情ト女子青年學校教育普及ノ實情トハ直ニ之ヲ實現スルヲ困難トス……將來成ルベク速ニ義務制ノ實施ヲ期セントス』（昭和一四年文部省訓令第一九號「青年學校令改正及同施行規則制定ノ要旨竝ニ施行上ノ注意事項」一五）。

(三)この點に關して拙稿前揭第十九頁參照。

(四)青年學校以外の教育施設の認定につき文部當局は、『是レ畢竟此等施設ノ教育的効果ヲ認メ青年ノ境遇ニ應ジ支障ナク就學義務ヲ履行シ得ルノ途ヲ拓クノ趣旨ニ出デタルモノナリ仍テ此等施設ト青年學校トノ關係ヲ考慮シ其ノ圓滑ナル運用ヲ期スベシ』としてゐる（前揭昭和一四年文訓第一九號五）。

此後に殘されてゐる問題は、「青年學校教練科等査閱令（昭和一〇年八月勅令第二四九號）」による査閱と、「兵役法施行令第三十一條第三項ノ規定ニ依ル認定ニ關スル件（昭和一〇年六月陸軍●文部省令第一號）」による在營期間短縮に關する課程の認定とである。

(五)前揭昭和一六年九月行甲第一四八七號四參照。

(六)私見は、青年錬成所を以て少年刑務所そのものの一別稱と解したいのである（この點拙稿前揭第二四頁註四五參照）。しかし本規程の構成其他にみて今日のところ未だかかる解釋は之を容れられないのであらう。

問題となるのは次の諸點である。(1)青年錬成所に特別の官制がない。(2)少年行刑教育令には本條の如き規定を欠いてゐる。(3)受刑者職業訓練概則（大正一〇年六月行甲第九七八號）の如きも敢へて「職業訓練所」なる語を避けてゐる。本條に「所」を規定したのは單に主として對外的證明に關し就學者の利益を考慮せられたるに他ならないと謂ふ。(4)少年刑務所卽青年錬成所と觀念するのは少年刑務所の現狀においては行き過ぎであると謂ふ。等々である。

(七)研究科は事實上四學年制となる。これは、舊教育令の實科的なるものではない。

(八)男子青年學校の實際は、晝間教授（教授及訓練時數の九〇%以上を日出より日沒迄の間に課したるもの）のもの普通科四一●六%、本科四〇●一%、夜間教授（教授及訓練時數の七〇%以上を日沒より日出迄の間に課したるもの）のもの普通科二三●五%、本科二四●六%となつてゐる（前揭文部省社會教育局「調査」昭和十五年度）。

(九)義務課程といふことについては青年學校令第十三條第二項參照。

義務時數の算定については、其の者が青年學校中途退學者であるときは青年學校における其の學年の出席時數と青年錬成所の出席時數とを通算する。

(一〇)前揭昭和十六年九月行甲第一四八七號二イ。

(二)教育令の體操科においてさへ然りであるから（第九條別表）。

（筆者は司法事務官）

刑政第55巻第3号
矯正図書館





# 俳壇

## 刑政選

題 當季隨意
締切 毎月五日限
用紙 官私製葉書

大詔かしこ霜夜の獄しづか　滋賀栗本豐齊
關ヶ原霧深かりしその朝は　同　斗風
國守る天に多日の嚴とあり　同　風
榮の包へるコート雪はらふ　同　船山
再びの御召まつ身ぞ梅蕾む　同　船
花吹雪立番勤務亦樂し　高松堀上北斗
ゆすら梅子供をほしと思ひけり　同　船
春めける街の灯となりにけり　同　船
戰捷の筆太々と吉書かな　函館船山船風
三日月の浪に消えけり潛航艇　同　風
斧仕舞山鳥さげて山下る　同　斗
畑は畑田は田の姿春の雪　同　齊
突風にどんどの焰地を拂ふ　滋賀杉浦綠昭
蔦啼いてどんどの焰衰へぬ　同　雄
四溫の日人の往來の夜につづく　同　芳子
大霜の薄日を額に吾子病めり　同　山
寒肥や稚木の桐の雲を指す　宇都宮高島筍雄
日溜りの囚屋の堀や寒雀　同　
仇艦は千尋の海の底つ藻に　横濱先崎寧芳
吾は北に汝は南に年の暮　同　
君しあらばなに悲しまん北風吹くも　名古屋鵜飼哥千子
思ひ出や吹雪の中の渡し守　同　
北風や諏訪の湖照る神橋の裏　加島果山
訪の綾枯れて水の運　東京

## 春先の庭の寫生

花裳

春先の暖かい日に庭に下り立つてみると垣根の草が萠え出て居ります、枯木のやうに見える枝々にはいつか芽を吹いて居ります、牡丹の霜除をとると既に美事な芽を持つて居ります、俳句はかうした手近な物を寫生すればいくらでも出來ます、然し物をよく見るといふことが大切です。

**まがり出し枯木の先の芽ぐみけり　立子**

枯木を仰いでみると一つの枝が曲り出て居ります、それは青空を指さすやうに突き出てゐます、その枝には細かい芽を吹いて居るのがあり〳〵と分ります。この句は曲り出た枝に芽を發見したところに興味があります。

**わが肩に觸れたる枝の芽ぐみたる　青邨**

庭を歩いてゐるとき不圖肩先に木の枝が觸れた、その枝には既に芽を吹いて居ることに氣がついたのです、春の訪れを感じて木の枝先が肩に觸れたことさへ懷かしく思はれたのです。

**石一つぬけしあとあり草萠ゆる　泊雲**

多の間は荒されたまゝの庭も春先になつて土の色に艶を帶びて來てゐます、そこに一つの石ころの拔けた跡があつてそのあたりには草が萠え出て居ります、石ころの拔けた土のゆるみにも春の動きが著しく感じられます。

**草の芽に小さき影の生れそむ　一竿子**

草の芽が僅かに地上に頭を出してゐます、その小さい草の芽にも影が生れ初めてゐるのです、春の明るい日影を浴びて小さひ乍らもはつきりとした影が地上に描かれてゐます。

何草の芽とも分かずにいつくしむ　光子



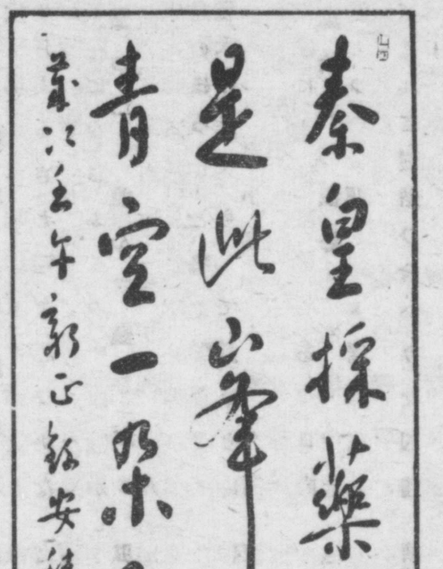
水仙はきよし去にし日ふと思ふ　滋賀神尾雛子
雪の日々勤めにあれば愁なし　同　弘前奈良一葉
霜華にひそかに懸りて月の精　松江津天水
黄昏れて白くも見ゆる黄水仙　同　小林彦永
高松三原いしろ　前橋朝倉孤道
同　青森赤平勇造
松江金織玉仙　同　喜久保虹松
帶廣柳提　同　千葉小澤月爛
旅順石斗人　同　富山折越雅
尾道堤磯の子　名古屋小栗月泉
弘前奈良一葉　滋賀小澤月爛
小菅朝倉孤道　和歌山濱村青城
旅順下川隆喜　大橋南城
宮城志賀大弓子　名古屋新潟高野春一
松江津天水　滋賀平川翠影
同　松本空拳子　三田麥村
同　鈴木輝香　大澤柳城男
金泉白石翠嶺　大加藤綱波
同　貴家殘月　東京小田原青城
古市一樂　金泉東京
鈴木輝香　大加藤綱波
同　貴家殘月　東京小田原青城
古市一樂　金泉東京
松江田尻久美緒　名古屋名古屋
松本長田雀人　名古屋名古屋
宇都宮桂敬信　名古屋名古屋
京都岡本空拳子　名古屋名古屋
同　白石翠嶺　名古屋名古屋
金泉白石翠嶺　名古屋名古屋

刑政第55巻第3号
矯正図書館





# 書道の變遷 (四十)




## 奈良朝時代

奈良朝時代は、元明天皇の和銅元年から光仁天皇の御代に至る迄で御七代七十餘年間である。この時代は、支那では唐の玄宗の時代で、開元年間で唐の中世に當り有名な詩人の輩出した時代である。李白、杜甫、白居易、その代多數の詩人は何れもこの時代に有名な詩をものして後世に傳へてゐる。

日本に於けるこの時代は、次第に佛教が興隆して、寫經が非常に盛んになつた。同時に書道も又飛躍的に發達したのである。殊に聖武天皇の天平年間に於ける書道の發達は實に隆盛を極めたものである。隨つてこの時代には王羲之の書が支那から渡つて來たり、張旭の書法が傳へられたりして、唐風の書風を學ぶ者が多くなり、日本書道の發達は、實にこの時より始つたのである。

吉備眞備が入唐したのもこの時代である。

○

伴つて寫經體といふ獨特な書風が盛んに行はれるやうになつた。更に時代が進むにつれて支那との交通が愈々繁くなつて晉、唐の名蹟が種々傳はつて來り王羲之の書風等を好んで學ぶ上流の人々が多くなり、追々と六朝風の書風から唐風の書風に變るやうになつた。

この時代には一般人にも相當力量のある筆者も出るやうになり、奈良朝初期とは比較にならぬ程書道が發達して來たのである。中でも 聖武天皇や光明皇后の御能手が出られ、書道史の上に一層とこの時代が重きをなしてゐる。

○

萬葉假名の發現、漢字の傳來に依り日本書道發達の道は開けたのである



する一事である。かくして日本獨特の草假名の端緒が開かれたのである。

が、結局は隣國支那の文字であるが爲、自由に思想を發表することには非常な不便を感じたことと思はれる。然し乍ら窮すれば通ずるの理で、漢字を使用して其の音を借り、それに義訓をも交へて國語を書くの用に供する樣になつたことは、この時代の特筆に値ひに吉備眞備、朝野魚養、中將姫、僧良辨、惠美押勝等が名高い。

書を臨書し給はれたもので有名な樂毅論がある。正倉院御物の一つである。

この時代で傑出した能書家としては前に擧げた 聖武天皇、光明皇后の外墨跡として傳はるものでは多數あるが、その中でも、光明皇后の王羲之の氣格高く、筆力遒勁、日本に於ける書の宗とすべきものである。

# 政善瑞臻則

**課題** 政善瑞臻則

**條幅**

秦皇採レ藥竟難レ逢。東海ノ仙山是此レ峯。萬古天風吹不レ折。青空一朶玉芙蓉。

**第二十回競書募集**

一、課題　本號掲載の手本揮毫のこと一人一枚。
一、隨意　臨書、自運何れにてもよろし一人一枚。
一、條幅　小畫仙半折大、書體隨意一人一枚。
一、締切　五月五日嚴守のこと。
一、發表　六月號本欄。
一、送先　東京市品川區西品川三ノ八三一番地　高橋白鴎先生宛送付のこと。
一、注意　級位あるものは級位、所屬氏名、雅號等を明記すること。新に應募するものは級位は新とすること。

刑政第55巻第3号
矯正図書館





# 刑政歌壇

當季雜詠

締切　毎月五日限
用紙　葉書一葉三首

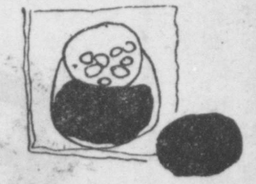
臼井大翼選

一　雪雲のいつかおさまりまなかひの尾關の山は白く晴れたり　三次　さら
二　おほみこと囚等をまへに誦しまつり說きゆくにわが身ぬちたぎたつ　四海　緞
三　水近き椿の花の繁みよりざわめく子等に春は來にけり　松江田尻　久美　緒
秀逸

鈴鹿より遠きものの〇霞みたる甍ながめて囚たづみぬ　勝島　精一
高價けれど裏の畑を借り足して麥作らむと妻の云ひ出づ　岐阜　梶田　草氏
沸々とたぎる血潮はもう膝に拳つくりてニュースきゝゐたり　咸興　元岡　舜水
免囚の其後のたつき偲ばるる遠き雪山に落つる日見れば　刑務所　名田　三村
並み立てる小松みながら芽立して山のなぞへの空は明るし　松江　金城　織
張りかへし障子冷たく眼にしみて八つ手の葉蔭つばらかにあり　松江　金城　玉仙
雪晴れて大山の尾根間近なり炭窯搗るると身づくろふ朝　東田尻　高田　久美　緒
刑死せし囚を祭ると同房の悲しも花など贈ひ手向く　拘置所　國府　康
夕月はのぼりてゐたり廣瀨川の河原しろく雪斑なる　名古屋刑務所　鈴木　志賀　童
暖き春の陽ざしに寢作れたる病囚の髯黑く目立ちぬ　佳

雪深き頃ともなれば居ごもりてみかんの香なつかしむかな　松江　中川　三世子　朝倉　喜長

# 古い碁のはなし



碁の原理は誰れが考へ出したものだらうかとはこの道を多少心得た者の一度は疑問に思ふところであろう。今でこそ日本獨特の國技とまで發展し支那大陸はおろか盟邦ドイツからは數年前留學にやつて來るやら電報で鳩山さんとドイツ本因坊が手合せするやらさては今次大戰直前にはアメリカから碁の原理についての理論闘爭を挑んで來た程に世界的になつた。然し元を尋ねると本家本元は支那で創案者は支那の歷史と共に遠く大昔に溯る。堯がその子丹朱を啓發せんとして創つたとする說、いや舜がその子商均の愚蒙を教へるために考へ出したとする說、さては舜の臣烏曾の創作に係るとなす說等まことにまちまちであるが何れにしても支那古代の聖人が少し足りない者を利口にする目的で考へ出したものだとされてゐる。だとすると「あの馬鹿が本因坊に先二つ」とけなした本邦川柳子は聖人の教を無視した怪しからぬ話である。でもこの邊のことは傳說の水掛論で陸象山がいくら力んでも確證があるわけでなしどこまで本當だかわからない。

碁の本朝渡來については一般に遣唐使吉備眞備說が信ぜられてゐる。

『吉備　天子の命を蒙り唐に留學せし折その凡才に非ざるを時の唐王甚だ寵愛す群臣これを嫉みて私かに議して曰く才は有れども藝は必ずしも有らじ以二碁試一之と言ひて以二白石一擬二日本一以二黑石一擬二唐土一以勝負殺二日本國客一と謀る謀未だ成らざるの間某人これを吉備に告ぐ吉備甚だ驚かずおもむろに碁の形式原理を問ふ或者答へて曰くそれ碁の形體は天地陰陽に象り碁石の數は三百六十一目也云々次の日群臣唐土の碁上手中より特に一人を選定しこれと對局せしむ吉備善く慮りて應酬し正に贏贏無からんとするの時吉備素早く黑石一を偸みてこれを飮了し遂に一目を餘すに至れり云々と。』

これが事實なら一夜にして碁の打ち方を會得した公の神技に敬意を表すると共に目算誤たずジゴの碁を一目勝にした支那の碁經にもあるまい奇手を編み出した手並みに感嘆せねばなるまい。この話の出所は吉備公入唐の繪詞等であるが後世の作り話らしく吉備公說は眉唾ものである。

歷史の本には前紀（註大化の改制の頃を指す）ニ圍碁、雙陸（すごろく）ノ遊戲ヲ海外ヨリ傳ヘ持統ノ朝ニ雙陸ヲ禁ズ。尙熄マズ。天平ニ至リ盛ニ行ハレ官人百姓皆衆徒ヲ聚會シテ其戲ヲ爲シ產業ヲ失フ。因テ雙陸ヲ申禁ジ犯ス者ハ位錄ヲ穢ギ奪封決杖解任ニ處シ、郡司ノ知テ問ザル者ヲ解任シ、二十人以上ヲ告レバ位物ヲ賜フ。又故ナクシテ群飮スルヲ禁ジ、決杖ニ處ス。（國史眼奈良朝の第四十章）とあつて甚だ香しからざる記錄にちがひないが、由來飮む、打つ、買ふは時の古今を問はぬものと見える。圍碁の本朝傳來がこの通りだとすると右の天平が吉備公の時代であるから吉備公支那に渡つてゐる留守中不心得者が既に內地で打つてゐた事にならう。尙當時の雙陸とはどの樣にして遊ぶものであるか寡聞にして知らないが博奕の類である。但し圍碁を禁じたとは書いてないし、又凡僧尼作音樂及博戲者百日苦使碁琴不在制限とある其の頃の令によつても碁は多少別扱の樣になつてゐる。

かくて今より千三百年程前に大陸の文化と共に本邦に傳つた圍碁は其の後主として上層階級に流布されて宇多帝寬平年間には繪所、書所、和歌所と共に宮中に碁所さへ置かれるに至つた。然しまだこの時代には「上﨟ハ黑ヲ把テ打シト言フ」とあつて黑石の方が尊ばれた。これは昔の支那の流義である。いつ頃より白石と地位をかはるに至つたか知らぬが今でも常に黑石のみ握つてゐる人は或は古實に明るい爲かも知れぬ。

（小穴生）





堀端にポプラの〇黃葉吹き寄りてひよこの群れのひそけくゐるも　小倉　利登
暖き日もときには〇ありて大寒の雞舍の前に汗ばみを感ず　宇都宮　高峯　明石
二對二彼我對等の〇海戰に三十年の沈黙物を言ひけり　廣島　提帶

血の慘む敵前渡河の手記を聞く小〇年囚等の瞳に淚やどれる　名刑　日泉
身心のいためる人を守りつつ改悛のきざし見るはうれしき　常春
配給の砂糖見るとて子等は皆集ひ寄り來る蟻の如くに　磯野　貴知
からからと車井戶の音きこえつつ早出の朝の霜柱ふむ　奈良　留
囚屋もるさむさ身にしむ曉は霜ふるおとのきこゆここちす　八日市場　小川　太一
畏みてみことのり聽く囚人の作業衣どれも塵をとゞめず　府中　井上　忍
いにしへの防人がよみしうたのこゝろつたへつたはりいまわがむねへ　八日市場　川太　一
餌にうゑし雀軒端に集ひ來てこぼれ米はむ雪の朝かな　名刑　小田　村
置時計歌ひ出せば乳吸ふを止めて見守る幼子の瞳よ　關下　雅子
うすごほる山峽川の岸に衣を打つおうなの白き影のさゆらぐ　金泉　鈴木　芳泉
ハワイ攻撃かく行はれたり血で綴るみいくさの記事に血を湧かす吾は　宇都宮　高峯　明　穗
帚の目あと美しき霜の朝犬のあるきし足跡つづく　名刑　秋

再びの御召なくともこの命刑務に捧げて悔ゆることなし　高松　掘上　北斗
立ち昇る工場の煙ほのかなり風柔かく春近づけり　金泉　大淵　秋芳
輝しき戰さの記事は今日もみて荒鷲になれと子を抱き上ぐ　小田原　內田　露寶
そのかみに共に學びしたをやめの今ひとやにと聞くが悲しさ　小倉　田枝　子
岩かげの假繃帶所の人なりき天幕に白く秋月の射す　弘前　奈良　健藏
客のなき間を移すなり溫突に凍る床間の新年の花　咸興　元岡　百合子
表門より望む夕空ほの赤し廳舍一帶繪を見る如し　鹿刑　正　敏
窓外は元旦の朝日きらきらと輝きわたる銀世界かも　支那派遣軍　辻井　正一
萬代に殘しおかはや天かける我が荒鷲の高き勳を　開城　遠藤　城陽
足もとを見れば影せり眸をあげて仰ぎても見よ澄める大空　神戶　三代

刑政第55巻第3号
矯正図書館



# 協會彙報

## 第三四回刑務官練習所試驗問題並入所者氏名

### 刑法

(一)累犯ニ就テ說明セヨ
(二)財產犯ノ種類ヲ說明セヨ

### 刑事訴訟法

勾留及ビ勾引ノ意義

### 行刑法

(一)監獄ノ種類ヲ擧ゲ何故ニ斯クノ如キ種別ヲ設ケル要アリヤヲ說明シ尙ホ之ニツキ意見アラバ述ベヨ
(二)左ノ語ヲ說明セヨ
イ、監獄ノ參觀
ロ、聯鎖
ハ、自辨物品
ニ、少年行刑錬成規定
ホ、假出獄ノ取消

### 作文

苦學克服ノ思出

### 常識問題

左ニ付知レル所ヲ述ベヨ
(イ)壁新聞　(ロ)香港
(ハ)緩行　(ニ)基地
(ホ)鑛

### 算術

(1) 次式ヲ計算セヨ
$14.4\times3.5+25.6\div0.04-3.9\div3\times0.5$
(2) 家カラ停車場マデ14Kmアル。午前8時ニ家ヲ出テ1時間4Km速サデ停車場ニ向ツタ人ガアル。コノ人ニ忘レ者ヲ屆ケルタメ1時間10Kmノ速サノ自轉車ニテ追ヒカケ、丁度停車場デ追ヒ付イタ。自轉車ガ家ヲ出タノハ何時カ。
(3) 男3人ノ仕事ト女5人ノ仕事ト等シイトスルト、女2人ノ仕事ヲ男ガシタラ幾人デ出來マスカ。
(5) 兵士500人ニ付40日分ノ糧食トシテ24K1ヲ用意シテオイタノニ10日ヲ經テ300人ノ援兵ガ來タ。モシ豫定通リ40日ヲ支ヘヤウトスルニハコノ時更ニ何程ノ糧食ヲ買入レテオカネバナラヌカ。
(5) 5分利付ノ公債ヲ額面100圓ニツキ95圓デ買入レルト利廻リハ年何程カ。

### 入所者氏名

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 東拘 | 豐田光治 | 豐多摩 | 杉田春吉 | 福岡 | 小川秀丸 |
| 同 | 坂東正治 | 府中 | 中村藤三郎 | 同 | 高杢一三 |
| 同 | 帆足一清 | 同 | 石垣繁治 | 熊本 | 平川小一 |
| 同 | 佐藤常藏 | 千葉 | 橋本守 | 同 | 靍林憲義 |
| 大拘 | 前田義秋 | 前橋 | 野口嚴 | 鹿兒島 | 福永藤森 |
| 神拘 | 中島東一 | 甲府 | 埴原忠則 | 宮崎 | 平川了 |
| 同 | 濱田義正 | 同 | 古屋三文 | 同 | 鹽月新衞門 |
| 小菅 | 福原引夫 | 長野 | 宮下京次郎 | 同 | 後藤一郎 |
| 豐多摩 | 柳田九洲男 | 同 | 井口元三 | 同 | 甲斐春美 |
| | | 京都 | 西井清 | 同 | |
| | | 大阪 | 富永筆一 | 宮城 | 佐久間勝雄 |
| | | 神戸 | 林正人 | 同 | 山田信二 |
| | | 奈良 | 大西理一 | 秋田 | 佐藤信三 |
| | | 同 | 岡出清茂 | 網走 | 小野定男 |
| | | 滋賀 | 蒲迫光美 | 樺太 | 鳴海慶彌 |
| | | 名古屋 | 中根幸市 | 岡崎少 | 石川松次郎 |
| | | 岐阜 | 小牧信雄 | 旅順 | 米村勝 |
| | | 廣島 | 柳井德一 | 臺北 | 前崎辰雄 |
| | | 岡山 | 湯口秀雄 | 同 | 鷲見百藏 |
| | | 松江 | 藤森敏博 | 臺南 | 山田榮 |
| | | 松山 | 島谷國晴 | 栃木支 | 波邊ハマ |
| | | 同 | 玉川芳次郎 | 前橋 | 星野君子 |
| | | 長崎 | 木原晴之 | 佐賀支 | 尾崎マツヱ |



## 第七回看守長實務練習所修了式

第七回看守長實務練習所修了式は二月三日午前十一時半から三階小講堂において、正木練習所長、池田刑事局長、齋藤調査部長、金澤東京地方檢事正、泉二博士、吉田府中、岡部小菅、東橫濱各刑務所長、中村豫防拘禁所長、安達、中尾各書記官、芥川衞生官、小川、寺光各事務官、並に大原主事、鈴木囑託、臨席の下に擧行、先づ宮城遙拜、國歌齊唱、皇軍將兵の武運長久と戰歿英靈へ感謝の祈念及祈願の國民儀禮の後、正木練習所長より練習生總代に對し修業證書を授與、次いで所長よりの訓示があり、總代答辭を述べて式を終了した。正木練習所長訓示の要旨は次の如くである。

本日特別練習所の卒業式にあたりまして刑事局長、檢事正、泉二先生はじめ櫂威の方々の御列席を得ましたことはまことに光榮といたすところであります。諸君には嚴寒の二十日、寒稽古の練習を積まれまして、こゝにめでたくその業を終りましたことをお喜び申上げると共に、其の任務に歸らるるに先だち臚として一言を贅し、以て訓示といたしたいと思ひます。

臚の言葉といたしまして「和魂漢才」——これが一番ふさはしい言葉と思ふものであります。言ふまでもなく、「和魂」とは大和魂、大和民族傳統の崇高なる日本精神のことであり、「漢才」とは外國より攝取するところの智識、文化であります。つまり「和魂漢才」とは、魂はどこまでも大和魂、日本精神でありますが、これを培ふところの智識はこれを廣く海外より吸收するといふことであります。然し智識を廣く世界に求めたため、その文化に陶醉して不知不識の間に大切な魂を外國に移してしまうと、昔の儒者荻生徂徠のやうになつてしまうのであります。斯うなつてしまつては甚だ困るのであります。萬葉集の中に「言擧げせぬ國」と詠つてありますが、いくら外國の智識を受入れ、文化の輸入があつても、日本は神ながらの國、大和魂の國であつて、その精神に些のゆるぎを見せてはならぬのであります。魂は決して色あげせぬのであります。斯くてこそ天壤無窮を自慢することが出來るのであります。諸君もすでに御承知の如く今から千四百年前、聖德太子さまの十七條憲法がありました。當時はまだ文物制度等が整はぬ時代でありましたが、聖德太子さまにはあらゆる文化、文藝を隋唐より輸入されました。そして御齡四十九歲のお若さで遂に甍ぜられた程ひたすらなる御學問を遊ばされたのであります。當時外國の文化を輸入をした人は恐らく見る事が出來なかつた中において、聖德太子さまにおかれては斯くの如く進んで外國の文化を取入れられたのでありますが、魂は常に純白無比でありまして少しも外國に染まれなかつたのであります。その憲法十七條の中に「詔承必謹」といふお言葉があります。勅を承けては必ず謹め……と斯う仰せられてゐるのであります。これぞ神ながらの道であります。ところがこの千古不滅の王道を逆にしてしまはうとする者共、卽ち思想犯などは天と地との理を逆にせんとする者であつて、嚴に排斥しなければならぬのであります。日本は昔から外國文化を吸收して參りましたが、大和魂は常に純白無比でありました。畏くも 明治天皇の五ヶ條の御誓文の中には「廣ク智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」と宣はせられてゐるのであります。先達も申しましたことですが、わが海軍の艦隊がマレー沖においてイギリスの東洋艦隊主力プリンス・オブ・ウエールズ號とレパルス號とを電擊して物の見事に擊沈、轟沈、したのであります。そしてこれは何によつて仕遂げたかと申しますと、爆彈を抱いて體當りでゆくといふ大和魂によつてでありますが、その陰に武器、彈藥その他機材等について孜々營々として怠らなかつた科學者の深い研究もまた大きな力であります。思想は飽までも堅實に、そして智識は廣く求めねばならぬのであります。われ等の行刑が日本行刑學に大いに寄與するためには獨、英、米の漢才を取入れ、之を行ふにあたつては何處までも和魂でなければならぬのであります。さもなければ遂に歐米追隨の行刑となり果てゝしまふのであります。要するに和魂の上に漢才を取入れて之を立派な行刑とすることがわれ等の責務であります。搖ぎなき大和魂を基礎とし、以て行刑の實を擧げられむことを切望して、いさゝかお祝ひの訓示とする次第であります。

刑政第55巻第3号
矯正図書館



**國防國家の法律　石橋信著**

著者はこの著において統制下の法律哲學を論ぜられるのであるが、しかし、哲學者の法律哲學に見るが如き觀念的、形式的の迂遠なるものではない。實務者からの立場から法律の實體を巧妙に把握されてゐる。また本書における著者の文獻渉獵は高く評價さるべきである。卷頭に牧野博士の長文の序がある。本文を八章に分つ、一新法律思想の基礎としての國防國家の概念、二個人の自覺より全體の發見へ、三法律の意義及び法律と道德、經濟、政治との關係、四權利本位より義務本位へ、五權利に劃する內外の線、六個人的所有權より全體的所有權へ、七契約自由の原則より信義誠實の原則へ、八法律の解釋とその適用。

—B6三〇〇頁、二圓半、ダイヤモンド社

**國際法要義　松原一雄著**

著者は本著において自らその特色とするもの四を擧げられてゐる　一、簡明を期して煩瑣な文獻擧示をなさず　二、綜合的說明の方法を採る　三、說明の懇切　四、必要に應じては再說する勞を吝まない等。實例の指示豐富なことも本書の特長であり、主體編、客體編、行爲編、紛爭篇、戰時篇の五編に分れてゐる。

—A5四七六頁、四圓半、有斐閣—

**民法學入門　林信雄著**

新法律學全書の第一編として公刊されたものである。著者は豫て信義則をもつて民法の理論を一貫し、これに依つて全法律關係を考察すべきものとされるの外、それに依つてまた國民道德の發展に資するものとする、これは從來の法律論に比し著者の特色となつてゐる。「序說、新體制と青年と信義則學」「私法的生活定型と民法」「民法における指導原則」「民法學の對象」。

—B6二七九頁、一圓八十錢、三笠書房




**國家原論　中島重著**

著者の意圖するところは國家的結合の根本理論であつて、百科辭典的乃至ヘーゲル流の形而上學的な國家理論ではない。むしろマッキバーの職能的共同團體論に相通ずる立論である。

—A5二四九頁、二圓六十錢、三笠書房

**紀行集山征かば　逗子八郎著**

新短歌運動のリーダーとして有名な著者がその鋭い感性を以て、多年の登山經驗に關する鋭い洞察を綴られたものである。第一部「前線の山々」第二部「登山隨筆」第三部「新たなる登山精神」の三部より成る。文章精確にして氣魄紙背に徹するものがあり、單なる隨筆といふべく餘りに雄渾なる作である。

—B6三八二頁、二圓半、中央公論社

**關學事始　杉田玄白著　緒方富雄譯**

本書の本邦科學史に占める地位はここに贅言を要せざるところ、殊に醫學史上における價値は殊更に卓越したものである。このやうな科學史的立場を離れても先人の物を學ぶに眞摯なる頭張り方の前には自ら頭が下る。本書に依つてわれ〳〵は時の隔りを離れて、日本科學樹立の熱意を身近かに感ずるのである。

—B6一七九頁、一圓八十錢、築地書店

**支那の農業　石川正義著**

本書は支那農業に關する高度の理論的著述に直接するには未だ豫備知識が足りない人々の便を圖つて、小冊子ながら支那農業に對する一應の展望を試みたものであり、單なる入門書以上に相當高度の學術的水準にも達してゐる。主として支那農業における自然的諸條件の制約性とそれの地域的諸類型との究明を主眼としてゐる。

—B6一一四頁、一圓、中央公論社



# 例規

自一月十六日
至二月十五日

## 訓令

**訓令廢止ノ件**（昭和十七年一月二十九日行甲第一三二號）

昭和三年四月司法省行刑局行甲第五六五號訓令ハ之ヲ廢止ス

## 依命通牒

**受刑者敎練規程ノ廢止ニ關スル件**（昭和十七年一月二十九日行甲第一三二號）

本日受刑者敎練規程廢止方別紙ノ通（略）訓令相成候處右ハ少年行刑錬成規程制定後少年及準少年受刑者ノ大部分ニ對シ青年學校敎練科敎授及訓練科目要旨竝同要目ニ則リ敎練ヲ實施スルニ至レル結果少年行刑錬成規程ノ適用ナキ爾餘ノ受刑者ニ對シテモ右要旨竝要目ニ則リ統一實施シ以テ敎練ノ內容ヲ時代ニ卽應セシムルト共ニ合同敎授ヲ便宜ナラシメントスル趣旨ニ有之候條擔任職員ヲシテ常ニ該要目ヲ研究セシメ敎練ノ實施上遺憾ナキヲ期シ時局下愈々少年受刑者ノ敎化ニ努メラレ度候

**黑サージ夏服上衣給與ニ關スル件**（昭和十七年二月三日行甲第一七〇號）

男子タル副看守長及同看守ニ對スル夏服ハ專ラ白布製ノモノヲ給與シ來リ候處近時生地質ノ低下ニ加ヘ勤務激化ニ基因シ被服ノ著シキ損傷ヲ不可避ナラシメツツアル情況ニ鑑ミ今般之ガ對策トシテ右白布服二組ノ內一組分上衣ニ代ヘ黑サージ服上衣ヲ給與シ左記要領ニ依リ實施ノコトニ相成候條御了承ノ上處理ニ際シ適切ヲ期セラレ度候

記

一、夏服著用期間中ニ於テ時季ニ應ジ適宜著用セシムルコト

二、夏服ニ對スル支給期ニ該當シタル者ヨリ順次給與スル場合ニ於ケル服裝不統一ノ弊ヲ避クル爲昭和十七年ニ於テ全員ニ對シ同時ニ支給實施ス但シ同年ニ於テ支給期ニ該當セザル者ニ對シテハ次回ニ於ケル黑サージ服上衣ノ支給期ヲ一年繰下グルモノトス

三、新任者等現實白布服上衣一著ノミヲ有シ洗濯等ニ際シ支障アル向ニ對シテハ便宜在庫品ヲ貸與スルコトヲ得セシムル爲各所ニ對シ白布服上衣生地ヲ豫備トシテ配給ノ見込ニ付所要數量ハ昭和三年七月行甲第一二六三號看守以下被服地典ノ他所要數調定期報告ノ件通牒ニ依ル調書中ニ見込ミ揭上セラルルコト但シ當分ノ間成ルベク後記還納品ヲ以テ之ニ充ツルコト

四、夏服ニ對スル給與員數並ニ供用期限

被服生地ノ一部ヲ變更給與スルニ止マリ、夏服ニ對スル給與員數並ニ供用期間ハ從來通トス

五、施行方法

1. 新任者ニハ初年ニ白布服一組及黑サージ服上衣、白布袴一組次年ニ白布服一組ヲ各給與シ第三年ニハ給與セズ第四年ニ黑サージ服上衣、白布袴一組第五年ニ白布服一組ヲ各給與シ第六年ニ給與セズ以下此ノ例ニ依ル

2. 昭和十六年ニ給與セザル者ニハ同十七年ニ於テ黑サージ服上衣、白布袴一組同十八年ニ白布服一組ヲ各給與シ同十九年ニハ給與セズ

3. 昭和十五年ニ給與セズ同十六年ニ給與シタル者ニハ同十七年ニ於テ黑サージ服上衣、白布袴一組ヲ給與シ同十八年ニハ給與セズ

4. 昭和十五年ニ給與シ更ニ同十六年ニ給與シタル者ニハ同十七年ニ於テ黑サージ服上衣ノミヲ給與スルト共ニ之ト引換ニ右昭和十五年給與分白布服上衣ヲ遠納セシメ同十八年ニ白布袴ノミ同十九年ニ白布服一組ヲ各給與シ同二十年ニ給與セズ

（別紙施行方法圖解略）

## 通牒

**緊急刑務對策ニ依ル移動計畫實施ノ場合ニ於ケル物品處理ニ關スル件**（昭和十七年二月三日行甲第一七三號）

戰時下標記計畫ノ實施ニ當リ收容者ノ移送並ニ之ニ伴フ職員ノ出向ヲ爲ス場合ニ於ケル所要物品ノ引繼方ニ關シテハ左記ニ依リ御處理相成度候

記

一、副看守長及看守ニ對スル被服其ノ他ノ物品

出向スベキ者ニ對シ看守給與品及貸與品規則ニ依リ現ニ給與又ハ貸與中ニ係ル物品ハ總テ先方刑務所（拘置所ヲ含ム以下同ジ）ニ保管轉換スルコト

尙昭和三年七月行甲第一二六三號通牒ニ依リ次回支給期ニ於テ給與スベキ被服地ヲ旣ニ報告濟ナルトキハ該被服地モ配給ヲ俟テ右同樣保管轉換ノコト

而シテ爾後給與スベキ被服地ニ付テハ前記通牒ニ基キ出向先刑務所ニ於テ要求スルコト

二、收容者用物品

移送先刑務所長ト打合セノ上必要アル場合ハ左記標準ノ範圍內ニ於テ保管轉換スルコト

但シ衣類及臥具ニ關シ保管轉換後著シク貸與上支障アル場合ニ於テハ一應所要品目、數量ヲ具シ申報セラルルコト

食料米

移送者ニ對シ一人當一日六合（米二合四勺麥三合六勺）ノ割合ニ依

刑政第55巻第3号
矯正図書館



ル二ケ月分相當量

衣類、臥具、食器、雜具

昭和四年十一月司法省行甲第一七一四號訓令ニ於ケル該品設備程度ニ示ス定數ニ相當スル數量

## 豫防拘禁者ニ對スル勞作ニ關スル件（昭和十七年二月四日行甲第一七八號）

豫防拘禁處遇令第三十八條ニ列擧セラレタル者ニ對シテハ强制的ニ勞作ヲ課セサル儀ニ有之候ヘ共（同令第三十九條）本人ヨリ自發的請願アリタル場合ニ於テハ諸般ノ事情ヲ考慮シ特別ノ不都合ナキ限リ之ヲ許可相成差支無之候

追而右ノ場合ハ被拘禁者ノ勞作ニ準シテ處理シ勞作ノ種類、時間及賞與金ノ支給ニ關シテハ認可ノ上申請相成度候

## 繊維製品配給消費統制規則實施ニ伴フ刑務作業經營ニ關スル件（昭和十七年二月五日司法省行刑局行甲第一八九號）

本年一月二十日商工省令第四號ヲ以テ標配規則施行相成候處刑務作業ノ經營上同規則ノ適用ニ付テハ左記ニ依リ御處理相成度候

記

一、作業材料ノ入手

刑務所ニ於ケル作業用繊維製品ノ讓受ニ付テハ各所長ヨリ直接所轄地方長官ニ對シ所要數量ノ申出ヲ爲スコト

右ノ場合ニ於テハ當該地方長官ヨリ其ノ地方ノ配給會社タル丁號會社（丁號會社未設置ノ地方ニ在リテハ地方長官ノ指定セル繊維商聯）ニ對シ適當數量ノ讓渡方指令相成ル可キニ付右丁號會社トモ適宜折衝スルコト、軍用品ニ付キテハ原則トシテ軍ノ割當證明書ノ交付アルベキヲ以テ之ニ依リ、若シ割當證明書ナキ場合ニ於テハ前二項ニ依ルコト、（玆ニ軍用品トハ軍官衙ノ註文ニ係ルモノニシテ軍ノ主計官ノ註文書ニ依ルモノヲ謂フ）

官廳用品ニ付テモ軍用品ノ場合ニ準ズ

二、製品ノ處理

刑務作業ニ於テモ一般業者ニ準ジ「商工大臣ノ指定スル繊維製品ノ製造、加工又ハ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者」トシテ規則第十一條及ビ第十二條ニ依リ製品ノ賣渡ヲ爲シ得ルコト

三、小切符、制限小切符又ハ業務用衣料品購入票（以下單ニ切符ト稱ス）ノ處理

右ニ付テハ規則第二十三條（切符ニ消印ヲ押捺）及ビ第二十五條第一項（切符ニ所定ノ書面ヲ添ヘ丁號會社ニ送付）ニ準據スルコト

四、指定繊維品及衣料品ニ關スル帳簿ノ備付

規則第三十三條一號三號、及ビ第三十四條二號ノ帳簿ヲ備付クルコト

（樣式「七、」）

玆ニ指定繊維品トハ昭和十七年一月二十日商工省告示第四十九號ヲ以テ指定セラレタルモノ又衣料品トハ同日同省告示第五十號ヲ以テ指定セラレタルモノヲ謂フ

五、製作上ノ取扱

1. 切符ハ註文受付ト同時ニ受領スルコト

2. 右註文ノ受付ハ「要切符註文受付簿」ヲ以テ別途整理スルコト

3. 註文受付ノ際受領シタル切符ハ「衣料切符書留簿」（樣式「七、」）ヲ以テ整理スルコト

4. 切符ノ整理ニ付テハ專任ノ擔當者ヲ指定スルコト

5. 規則第二十三條ニ依リ切符ニ押捺スベキ消印ノ制式ハ直徑一糎ノ圓内ニ所名ヲ表示シタルモノトス

6. 切符ヲ必要トスル衣料品製作ニ關スル作業原簿ハ其ノ備考欄ニ左ノ印ヲ押捺シ區別スルコト（印略）

集合命令ヲ發行シタル場合ニ於テハ製品ノ個數ニ應ジ右印ヲ押捺シ所要點數ノ内譯ヲ明示スルコト

六、指定繊維製品ノ在庫數量調

本年一月末日現在ニ於ケル標記在庫數量ノ調査ヲ爲シ「指定繊維製品在庫數量書留簿」（「七」ノ3）ニ記入スルコト

本規則施行當日ニ於ケル衣料品ノ在庫數量ノ地方長官ニ對スル屆出ハ之ヲ要セズ

七、帳簿ノ樣式（略）

## 制服ニ要スル衣料切符整理方ニ關スル件（昭和十七年二月五日行甲第一九〇號）

標記ノ件ニ關シ刑務作業ニ於テモ製造及小賣ヲ業トスルモノト見做シ衣料切符ヲ以テ處理スルコトト相成候處服制ノ定メアル職員ニシテ自辨ニ係ル制服ノ衣料切符點數ニ付商工省ト折衝ノ結果左記ノ通リ決定相成候條御了知相成度候

追而官給ニ係ル制服ト雖モ自費ヲ以テ新調或ハ修繕（切符不要ノ小修繕ヲ除ク）ノ場合ニ在リテモ衣料切符ニヨリ御處理相成度

記

一、官司作業ニヨル制服

イ 制服上下揃（多服、夏服、合服） 三二點

ロ 制服上衣 二〇點

ハ 制服ズボン 一二點

ニ 外套 四〇點

ホ マント 四〇點

二、委託作業ニヨル制服（表地提供）

イ 制服上下揃（多服、夏服、合服） 一四點

ロ 制服上衣 一〇點

ハ 制服ズボン 四點

ニ 外套 二五點

ホ マント 所要裏地及附屬品ニ該當スル點數

三、委託作業ニヨル制服（裏地提供）所要表地ニ該當スル點數



## 衣料品切符實施ニ伴フ取扱方ニ關スル件（昭和十七年二月十二日行甲第二一七號）

衣料品ノ切符制ニ關シテハ曩ニ商工省令ヲ以テ繊維製品配給消費統制規則施行相成候處之ガ實施ニ伴フ刑務作業ノ經營ニ付テハ不取敢通牒致置候得共爾餘ノ關係事項ニ對スル本規則ノ適用並ニ取扱方ニ關シテハ主務當局トモ協議ノ結果左記ノ通決定相成候條御了知相成度

尚副看守長、看守及傭人ニ官給スベキ被服ニ對スル切符制ノ適用ニ關シテハ未決定ニ付決定ノ上ハ更メテ通牒可致候

記

一、收容者ニ貸與スル衣類、臥具並ニ宿直用寢具類等ニシテ備品トシテ不特定人ニ使用セシムル物品ニ付テハ切符制ノ適用ナシ但シ官廳用品ノ購入ニ際シテハ販賣業者ニ購入證明書ヲ交付スルヲ要シ販賣業者ハ該證明書添附ノ上本規則第十一條第一項但書第七號ニ基キ地方長官ニ對シ右販賣ノ許可ヲ申請スルモノトス

二、未決拘禁者ニ對スル切符ハ各其ノ家庭又ハ入所前ノ住居宛ニ交付セラルヽ筈ニ付自辨物品購入ノ際ハ之ガ差入ヲ受ケ使用セシムルコト、若シ前記場所ニ切符ノ交付ナク而モ特ニ購入ヲ要スル物アルトキハ拘置所長又ハ刑務所長ハ本人ノ爲ニ市町村長ニ對シ切符ノ交付ヲ申請スルコトヲ得

三、受刑者ガ累進處遇令又ハ賞遇ニ關スル規定ニ依リ自辨使用ヲ許サレタル物品ヲ購入スル場合ハ各所ニ於テ豫メ地方長官ノ許可ヲ得テ該品ノ販賣ヲ爲ス業者ヲ特定シ置クト共ニ物品ノ購入ニ際シテハ右販賣業者ニ購入證明書ヲ交付スルヲ要シ而シテ販賣業者ハ該證明書添付ノ上前記官廳用品ノ場合ト同一ノ條項ニ基キ地方長官ニ對シ右販賣ノ許可ヲ申請スルモノトス

四、受刑者ガ釋放準備ノ爲衣類ノ購入ヲ要スル場合ハ前號ニ準ジ取扱フコト

五、豫防拘禁所收容者ガ自辨物品ヲ購入スル場合ハ未決拘禁者ノ場合ニ準ジ取扱フコト

六、典獄、典獄補、看守長ノ制服ハ切符制ノ適用ヨリ除外セラルヽコトヲ得ザルモ新任ニ際シ一時ニ多數制服ノ調製ヲ要スル場合ハ本規則第十七條第一項第五號ニ基キ本人ヨリ市町村長ニ申請シ切符ノ特別交付ヲ受クルコトヲ得、此ノ場合特別切符ハ二百點以内ヲ交付セラルヽ筈

## 國民優生法ニ依ル優生手術ノ申請ヲ爲シ得ル醫師指定及地方優生審査委員會委員ニ任命セラレタル場合報告方ノ件（昭和十七年二月十三日司法省行刑局行甲第二四一號）

國民優生法第五條ニ依ル優生手術ノ申請ヲ爲シ得ル醫師ニ關シテハ昭和十六年七月四日附司法省人庶第一一一〇號ヲ以テ司法次官ヨリ通牒有之候處保健技師ニシテ地方長官ヨリ本件指定セラレタルトキ及保健技師竝ニ醫務衞生事務囑託者ニシテ地方優生審査會委員ニ任命セラレタルトキハ其ノ都度遲滯ナク報告相成度候

追而既ニ右指定及任命セラレタル者アルトキハ其ノ年月日官職氏名及發令廳記載ノ上報告相成度候

## 刑務官異動

一月二十三日

願免 看守長 宮廻久次郎（岩國少）

一月三十七願

願免 看守長 谷澤政二（東拘）

同 同 遠藤勝三郎（名拘）

一月二十九日

願免 看守長 有田和一（大阪）

同 看守長 谷澤政二（東拘）

同 同 遠藤勝三郎（名拘）

一月二十九日

横濱看大阪 看守長 有田和一（大阪）

同看宇都宮同 花田音助（宇都宮）

同看東拘 同 椛 愛治（東拘）

願免 典獄 高橋 健（德島）

德島所長 同補 三宅定男（名拘）

任典獄名古屋所長（三級） 檢事 古橋浦四郎（東京刑）

一月三十一日

小田原少 保健技師 野村雅宏（神戸）

二月七日

大阪 看守長 長谷川幹雄（靜岡）

任作業技師（甲府）十一級 作業技手 淺川亮策（甲府）

二月十四日

願免 教誨師 堀川實然（廣島）

任教誨師（高知）八級 臺灣總督府教誨師 澤井岱義

廣島 教誨師 藤川慈學（高松）

高松 同 東山惠雄（德島）

德島 同 高田義棄（高知）

願免 保健技師 飛田昭正（函館）

二月二十三日

愛看守長（司法省横濱） 司法屬 飛田重雄（行刑局）

横濱看新潟 看守長 中村外喜男（新潟）

横濱看水戸 同 小泉精治（水戸）

刑政第55巻第3号
矯正図書館






**對印政策の重大性**　蔣介石が印度に飛行し、ネールその他との急遽會談を遂げたことは、重慶が事態の推移を大いに憂へてゐる證左である。この際印度を第二の支那として同類を求めんとする劃策だらうし、それは固より米英の切望するところでもある。印度は果してこのデリケートな局面を如何に切抜けんとするか。ガンヂーやネール等國民會議派の政治的手腕は今や重大な試錬に直面してゐる。彼等の苦難に滿ちた民族解放闘爭の經歴から考へて、簡單に第二の蔣介石に墮するとは考へられないが、わが國としては彼等の出方をあれこれと考へる前に最高の叡智をしぼつて對印政策を樹立して置くのが刻下の急務でもあり、盟主としての責任でもある。されば東條首相は去る十六日の議會に於いて、「帝國は印度が印度人の印度として、本來の地位を回復すべきことを期待し、その愛國的努力に對して敢えて援助を惜まざるものである」と聲明してゐる。

**來るべき總選擧の意義**　議會で明かにされた如く、來る四月二十九日の任期滿了を機に、いよ〳〵衆議院議員の總選擧が行はれることになつた。今回の總選擧は、昨年の仕期延長のため、昭和十二年の議會解散より滿五年目に當り、支那事變開始以來最初のものであり而も國運を賭する大戰の眞只中である。かゝる際の選擧であつてみればその意義の極めて重大であることは言を俟たない、現に首相は、談話の形で、今次總選擧が、一つには戰時下國民の總力を集結し、擧國戰爭目的完遂に邁進せしむる絶好の機會たること、二つには大東亞戰開始以來、飛躍的發展を遂げた新段階に適應すべき清新なる議會の成立を期し得ることを强調してゐる。首相がこの總選擧に如何程の重要性を認めてゐるかは湯淺專任內相の奏任に依つても何はれる。英國では戰時中だといつて、總選擧を行ふべしとの要望を抑へてゐるが、わが國では反對なり、或は米國の對ソ十億弗借款成立說などとなつて現れてゐる。

**米英の對ソ策動**　恐らく英米も今では濠洲を見離したであらう。たゞ出來るだけ、日本の力を消耗させる材料に濠洲を勘定に入れてゐるに過ぎないし、こゝに據つて日本に反擊を加へやうなどとは毛頭考へてもゐまいし、その力は今のところ彼等にない。

こゝまで考へて來ると、彼等の對ソ政策が目立つて强化されるものとの目測がつく。ソ聯を大東亞戰爭に誘引してわが國の消耗を大ならしめ、そこから生ずる餘裕を以て準備を整へ機を見て大攻勢に出ようといふのが彼等の肚だ。然らば彼等は如何なる政策を採るかいま想像される道は、米國はアラスカを通じ、英國はイランを通じてソ聯を刺戟し戰爭に驅り立てやうとするだらう。さればこそ、その政策の一端が英內閣の改造、元駐ソ大使クリップスの入閣と

**大東亞審議會の成立**　大東亞戰を續る世界の大勢は絕對にわが國に有利となつてゐるが、それだけに米英はつぎつぎに手を打つてわが國の消耗を大ならしめんとしてゐる。こゝにおいてわが國は文字通り大東亞共榮圈の建設に向つて勇往邁進する立場に置かれてゐる。眞に强靱なる大東亞共榮圈を建設するには、政府において强力なる綜合機關を設置せねばならぬのは理の當然でありその意味において今回內閣內に大東亞建設審議會が設立されたことは極めて機宜に適した政策の現れである。當面の重大問題をドンドン審議して、その具體的成果を執拗に追及して行くことが同會の責務としてその雙肩にかゝつてゐる譯である。

# 刑政日誌

自一月十六日
至二月十五日

**一月二十二日**

○司法省、戰時刑事特別法案を帝國議會に提出

**一月二十九日**

○行甲第一三二號　行甲第五六五號訓令廢止ノ件訓令

○行甲第一三三號　受刑者教練規程ノ廢止ニ關スル件依命通牒

**二月三日**

○第七回看守長實務練習所修了式

**二月五日**

○行甲第一八九號　繊維製配品給消費統制規則實施ニ伴フ刑務作業經營ニ關スル件

○行甲第一九〇號　制服ニ要スル衣料切符整理方ニ關スル件

**二月八日**

大東亞戰爭大詔奉戴日、本省並各所詔書奉讀式擧行

**二月十一日**

○紀元節奉賀式

**二月十二日**

○行甲第二三七號　衣料別切符制實施ニ伴フ取扱方ニ關スル件

**二月十三日**

○行甲第一七〇號　黒サージ夏服上衣給與ニ關スル件依命通牒

○行甲第一七三號　緊急刑務對策ニ依ル移動計畫實施ノ場合ニ於ケル物品處理ニ關スル件

**二月四日**

○行甲一七八號　豫防拘禁者ニ對スル勞作ニ關スル件

○指定刑務所長會議

○行甲第二四一號　國民優生法ニヨル優生手術ノ申請ヲ爲シ得ル醫師指定及地方優生審査委員會委員ニ任命セラレタル場合報告方ノ件

**一月十四日**　（前號所載漏レ）

○司法省令第二號　大正十一年司法省令第二十五號中改正

# 編輯後記

ヤモンド社長石山氏が期せずして食糧問題をおの〳〵の角度から論ぜられてゐるが、國家の經濟活動も、要は、個人個人の日常生活の創意的活動に依つて推進されるのであり、建設の理想は遠い雲外にあるのではなく御互の足下にあることを此の際更めて反省したい。

□　今月號は石井、眞田、平沼氏の如く行刑の現場に在つて日々その職務に盡粹される人々の論文を收載した。これこそ經驗から割り出された記錄であつて、このやうな理論研究の風潮が部內に澎湃として起ることが望ましい。

□　この度は寺光氏に御願して法規解說欄の先陣を承はつて貰つた。少年錬成は時局柄極めて緊要な課題であつて、氏の豐富なる體驗に基く法規の解說を、われ〳〵は身を以て實地に生かして行きたい。

□　昭南島には灼熱の陽光を浴びて日章旗がはためき、昨日、今日はまた日本潛水艦の心憎くき米本土砲撃、或はロサンゼルス空襲の報道を聞く。戰果は日に月に擴大されて行く。

□　二月も終といふに帝都は稀有の降雪を見、まだ寒さを身に染みて感ずるときながら、それでも、どこかに忍び寄る春の氣配を感ずる。芽生える、草の息吹きと共に、澄刺と職場を守つて行かう。

（をがは）

| | | |
|---|---|---|
| 一冊（稅共） | 金三十錢 | |
| 六冊（稅共） | 金一圓八十錢 | |
| 十二冊（稅共） | 金三圓六十錢 | |

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御届け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十七年二月二十八日　印刷　納本
昭和十七年　三月一日　發行
東京市牛込區市谷加賀町一丁目一番地
編輯兼發行人　大原虎夫
東京市神田區淡路町二丁目九番地
印刷所　日本出版配給株式會社
東京市牛込區市谷加賀町一丁目一番地
發行所　刑務協會印刷所
電話牛込二三四四・三八二五
振替口座　東京二五〇五九番
配給元　刑務協會

矯正図書館


YAMANOUTI & CO.,LTD.

# 扁桃腺炎
# 中耳炎に




**アルバジルによる病原療法は**……

内服により、扁桃腺炎、中耳炎の病原菌を克服して、速かに、發赤、腫脹、疼痛、全身違和感、分泌物等の自覺症狀を消退せしめ、極めて短期に治癒を促進する。

同一藥理に基き、**蓄膿症・感胃・齒槽膿瘍・トラホーム・外傷化膿・淋巴腺炎・急慢性淋疾**等にも的確な る効果を期待し得るを以て遍く賞用される。

廿錠・五十錠・百錠
全國藥店にあり。
學會に於ける諸大
學教授發表の文獻
御申越次第進呈

# アルバジル錠

**山之内藥品商會**

東京市日本橋區小舟町二　大阪市東區高麗橋五